

< 連絡事項 >

1 自立支援医療について

(1) 自立支援医療における利用者負担の見直しについて

自立支援医療については、障害者自立支援法施行令（以下「政令」という。）附則第12条及び第13条において、平成21年3月31日を期限とする経過的特例を設けているところであるが、①政令附則第12条、第13条第1項及び第13条第2項第一号については、平成21年4月1日以降も経過的特例の期限を延長する予定であり、②政令附則第13条第2項第二号及び同条同項第三号については、同第二号で規定している額四万二百円を一万円に、同第三号で規定している額一万円を五千円に拡充するとともに、平成21年4月1日以降も経過的特例の期限を延長する予定である。

併せて、育成医療及び更生医療のいわゆる「重度かつ継続」に該当する者については、「障害者自立支援法施行令第35条第1項第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年3月28日厚生労働省告示第158号）」において、「腎臓機能障害、小腸機能障害又はヒト免疫不全ウイルスに免疫機能障害を有する者」と定めているところであるが、平成21年4月1日以降は「心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）」を追加する予定である。

また、精神通院医療の申請に必要な診断書については、「毎年提出」から「2年に1度の提出」に改正する予定であり、支給認定開始日が平成22年4月1日以降の申請から適用する予定である。

なお、今回の利用者負担の見直しに係る事務処理については、平成21年1月9日付事務連絡「自立支援医療における利用者負担の平成21年4月以降の取扱いについて」にて連絡したとおり自立支援医療の支給認定に係る事務処理について遺漏のないようお願いする。

(2) 障害者医療費負担金の適正な執行について

障害者医療費負担金の執行に関し、昨年11月に国会へ提出された平成19年度決算検査報告において、障害者医療費負担金の交付対象とされない額を誤って計上したことにより、本負担金の返還を要する不適切な経理が行われていたとの報告がなされたことは、誠に遺憾である。

については、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、公費負担医療の適正な執行の観点からもレセプトや連名簿の審査・点検の一層の強化を図るなど、更なる適正な執行に努められたい。

<平成21年4月1日以降>

自立支援医療の対象者、自己負担の概要 (案)

第54条第1項、第58条第3項第1号関係

1. 対象者：従来の更生医療、育成医療、育成医療、精神通院医療の対象者であって一定所得未満の者（対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり）

2. 給付水準：自己負担については1割負担（ 加色部分）。ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。

また、入院時の食費（標準負担額）については自己負担。

一定所得以下		中間所得層		一定所得以上
生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入 ≤ 80万	市町村民税 ≤ 3万3千 (所得割)	3万3千 ≤ 市町村民税 < 23万5千 (所得割)	(23万5千 ≤ 市町村民税(所得割))
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限額 2,500円	中間所得層 負担上限額 医療保険の自己負担限度額		一定所得以上 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額)
	低所得2 負担上限額 5,000円	育成医療の経過措置 → 負担上限額を引き下げ た上で延長 → 負担上限額 40,200円 → 10,000円		
		重 中間所得層1 負担上限額 5,000円	度 かつ 中間所得層2 負担上限額 10,000円	続(※) <延長> 一定所得以上(経過措置) 負担上限額 20,000円

※ 「重度かつ継続」の範囲

・ 疾病、症状等から対象となる者

精神・・・①統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）

②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

・ 更生・育成・・・腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害（心臓移植後の免疫治療法に限る）<下部を追加>

・ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

精神・更生・育成・・・医療保険の多数該当の者

2. 良質かつ適切な精神医療等の提供について

(1) 精神科病院に対する指導監督等について

精神保健福祉施策の推進に当たっては、かねてより人権に配慮した適切な医療・保護の確保に努めていただいております。厚生労働省としても、より適正な入院患者の医療・保護の確保を図るため、都道府県知事等が精神科病院に対して実施した実地指導等を検証する「精神科病院実地検証」を実施しているところであるが、平成19年度に実地検証した結果、一部の精神科病院において、いまだに以下のような事例が見られた。

- ・病室が男女混合
- ・専用の面会室がない

電話の使用時間等が制限されている

- ・預り金の管理が不適切
- ・保険金外負担金の徴収が不適切
- ・任意入院・医療保護入院時の診察・告知行為が診療録等で確認できない
- ・隔離・身体的拘束の際の診察・告知行為が診療録等で確認できない

また、新聞報道等においても、管理体制の適切さが疑われる事例が、複数報告されている。

精神科病院入院患者の適切な処遇の確保等については、都道府県知事等は、精神科病院に対する実地指導後の措置として、改善計画書の提出を求めるとともに、提出された改善計画書の変更を命じ、これらの命令に従わない場合には医療の提供の全部又は一部の制限ができることとされているところであり、各都道府県等におかれては、貴管内医療機関に対し実地指導等を実施する際に、精神保健福祉法及び関係通知（平成10年3月3日障第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、医薬安全局長、社会・援護局長通知「精神科病院の指導監督等の徹底について」等）の趣旨を踏まえ、一層の指導の強化を図るようお願いしたい。

併せて、障害者自立支援法による精神保健福祉法の改正に伴い、平成18年10月より、改善命令等に従わない精神科病院の公表制度、改善命令を受けたことがある精神科病院に対する任意入院者の病状報告、任意入院患者の退院制限、医療保護入院及び応急入院に係る特例措置の導入等が行われたところであり、各都道府県等におかれては、その適切な運用について引き続き御協力をお願いしたい。

また、都道府県・指定都市の本庁、保健所及び精神保健福祉センターがそれぞれ把握している各種届出等の状況について、指導監督において有効に活用されるようお願いしたい。

(2) 精神医療審査会の適切な運営等について

精神医療審査会は、在院患者の人権確保の観点から極めて重要な役割を果たすものであるが、退院請求・処遇改善請求等の処理に要する平均日数は全国平均は前年度に比べて短くなっているが、40日を超える自治体があるなど不適正な状況が引き続き見受けられる。中には依然2か月を超える自治体があるなど極めて不適正な状況も散見されている。

各都道府県・指定都市におかれては、平成12年3月28日障第209号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する精神医療審査会について」に基づき、精神医療審査会の適正な運営を図るように徹底されたい。

精神保健福祉法の改正に伴い、平成18年10月より審査会の委員構成の弾力化が図られ、「医療委員3名、法律委員1名、その他学識委員1名」から「医療委員2名以上、法律委員1名以上、その他学識委員1名以上」に改正されているので、適正な運用をお願いしたい。

3 高次脳機能障害者の支援について

高次脳機能障害者の支援については、精神障害者として障害者自立支援法に基づくサービスの利用が可能となっているが、同法の地域生活支援事業において、都道府県が行う専門的な相談支援として高次脳機能障害支援普及事業を実施しており、平成20年3月末の時点で35都道府県に設置されているところである。高次脳機能障害は傷病によって住民に身近に発生するものであり、十分な対応体制を整備する必要があることから、未実施の都道府県においても、高次脳機能障害支援普及事業の早期実施について検討をお願いする。

また、国立身体障害者リハビリテーションセンターを通じ、技術的支援として地方支援拠点機関等全国連絡協議会や研修会等を開催しているところであり、関係職員の資質の向上のため、各都道府県におかれては、自治体職員や支援拠点機関等関係機関に所属する職員の派遣について、特段の配慮をお願いしたい。

今後は、国としても、高次脳機能障害者が障害者自立支援法によるサービスを利用できることについて、更に周知を図っていくこととしているので、各都道府県におかれても、その趣旨を十分にご理解いただき、法の適切な運用を図っていただきたい。

4 心の健康づくりについての各般の取り組み

(1) 大規模な災害・事件・事故の際の心のケア対策について

自然災害及び犯罪、事故等の人為災害において、いわゆる「心のケア」の必要性が強く認識されているところである。このため、心の健康問題への対応を強化する観点から、各都道府県・指定都市に対し、平成15年1月に「災害時の地域精神保健医療に関するガイドライン」を示したところであるが、引き続き、このガイドライン等を活用しつつ、災害等の発生時において「心のケア」を十分行える体制の確立にご協力願いたい。

また、精神保健福祉センター、保健所、病院等に勤務している医師、看護師、精神保健福祉士等を対象に、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に関する専門的な養成研修を実施しており、関係機関に所属する職員の当研修会への参加について配慮いただくとともに、災害等の発生時に備えて関係機関の連携強化を図っていただきたい。

(2) 児童思春期の心の健康づくり対策の推進について

児童思春期の心の問題に対する相談については、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等において実施しているところであるが、思春期精神保健に関する専門家が少なく、各機関における相談体制が十分ではないことから、平成13年度から、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所、病院等に勤務している医師、看護師、精神保健福祉士、児童指導員等を対象として、思春期精神保健の専門家の養成研修を実施している。については、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等の関係機関に所属する職員の当研修会への参加について配慮いただくとともに、関係機関との連携強化を図っていただきたい。

(3) 精神障害の正しい理解のための普及・啓発について

精神障害者の地域生活への移行を推進する上でも、また、国民の心の健康づくりを進める上でも、心の健康問題や精神疾患に対する正しい理解の普及は非常に重要であると考えている。

については、各都道府県等におかれては、広報誌における記事、各種イベントにおける展示等様々な媒体や機会を通じて、精神疾患の正しい理解に向けての普及啓発にご尽力をいただきたい。

5 療育手帳所持者に対する精神障害者保健福祉手帳の交付について

平成21年2月9日付け事務連絡「療育手帳所持者に対する精神障害者保健福祉手帳の交付について」にて周知したところであるが、療育手帳を所持する者が、知的障害以外の精神疾患を併せて有しており、その精神疾患によって精神障害の状態にあると認められる場合は、精神障害者保健福祉手帳の交付対象となるものである。

このことに留意し、精神障害者保健福祉手帳の交付事務の適切な運用を図っていただきたい。

事 務 連 絡

平成21年 2月 9日

都道府県
各 精神保健福祉主管課（室） 御中
指定都市

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課

療育手帳所持者に対する精神障害者保健福祉手帳の交付について

平素より精神保健福祉行政に御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別紙1のとおり岐阜県からの照会に対しまして、別紙2のとおり回答しましたので参考までに通知します。

貴都道府県・指定都市におかれましても、本回答を踏まえ、精神障害者保健福祉手帳の交付事務の適切な運用に留意願います。

【照会先】

厚生労働省 社会・援護局

障害保健福祉部 精神・障害保健課

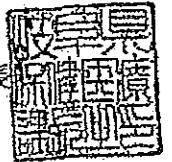
障害保健係 川田、有川（内線：3065）

TEL：03-5253-1111

FAX：03-3593-2008

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部 精神・障害保健課長 様

岐阜県健康福祉部保健医療課長



精神障害者保健福祉手帳と療育手帳の交付について（照会）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下法という）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付事務について、下記のとおり疑義がありますので、ご回答くださるようお願いいたします。

記

法第45条第1項に、精神障害者保健福祉手帳の交付を申請できる精神障害者について、知的障害者を除くと記載されていることについて、療育手帳保持者を除くと判断してよいか。

理由

- 1 精神保健福祉法詳解（中央法規出版 精神保健福祉研究会監修）第2編逐条解説の（精神障害者保健福祉手帳）第45条（1）の解釈には、知的障害者については知的障害者福祉法に基づく福祉の措置が講じられていることから、本章（第六章保健及び福祉）及び次章（第7章精神障害者社会復帰促進センター）において対象から除くこととしたものであるとの記載がある。
- 2 知的障害者について、法律上に一般的な定義がなく、療育手帳は知的障害があると認定されると発行される手帳であることから、療育手帳保持者を知的障害者と同意語と考える。

岐阜県健康福祉部保健医療課長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課長



精神障害者保健福祉手帳と療育手帳の交付について (回答)

平成 21 年 2 月 4 日保医第 1375 号をもって照会のあった標記について、下記のとおり回答する。

記

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付における知的障害者の取扱いについては、療育手帳を有する知的障害者が、知的障害以外の精神疾患を併せて有しており、その精神障害により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令 155 号)第 6 条で定める状態にあると認めるときは、精神障害者保健福祉手帳の交付対象となるものであると解される。

(参考)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)(抄)

第四十五条 精神障害者(知的障害者を除く。以下この章及び次章において同じ。)は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その所在地)の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めるときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならない。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号)(抄)

第六条 法第四十五条第二項に規定する政令で定める精神障害の状態は、第三項に規定する障害等級に該当する程度のものであるとする。

- 2 精神障害者保健福祉手帳には、次項に規定する障害等級を記載するものとする。
- 3 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三級とし、各級の障害の状態は、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。

障害等級 精神障害の状態

- 一級 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 二級 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 三級 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

< 参 考 资 料 >

1. 精神科救急医療体制整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成27年2月1日現在

都道府県・指定都市名(開始時期)	事業名	精神科救急医療圏の救急医療圏名	連絡調整機関(年間開催回数)	精神科救急情報センター24時間精神医療相談窓口	精神科救急情報センターがない場合の窓口(受付時間・スタッフ等)	精神保健福祉法第34条に関する移送体制	精神科救急医療施設(空床確保)	支援病院
北海道(開始時期)(H10～)	北海道精神科救急医療システム整備事業	8 道南 道央(札幌・後志) 道央(空知) 道央(胆振・日高) 道北 オホーツク 十勝 釧路・根室	精神科病院協会 医師会 精神保健福祉審議会 診療所協会 道警 消防 医育大学 各圏域 札幌市 ほか (年1回開催)	なし	精神保健福祉センター 平日[8:45～17:30] 保健所 平日[8:45～17:30] *24時間通報については、休日も含め24時間受付。 精神科救急医療施設 夜間[17:00～9:00] 休日[9:00～17:00] 土曜[12:00～17:00]	平日(保健所) 夜間・休日(緊急連絡網)	精神科救急医療施設(69施設) ・病院群輪番施設(69施設) [道南]5病院 [道央(札幌・後志)]27病院 [道央(空知)]16病院 [道央(胆振・日高)]9病院 [道北]3病院 [オホーツク]3病院 [十勝]2病院 [釧路・根室]4病院 (各圏域1床以上)	・公立病院 ・精神科病院 など
青森県(H11～)	青森県精神科救急医療システム整備事業	6 青森 津軽 八戸 西北五 上十三 下北	県本庁 (年1回開催) 県保健所 (6カ所、年1回開催)	各圏域ごとの当番病院 夜間[17:00～9:00] 休日[9:00～17:00] 24時間精神科救急相談窓口なし *空床情報は、他課が所管する救急医療システムにより関係機関に提供。	平日のみ (保健所対応)	平日(保健所) 夜間・休日(緊急連絡網)	精神科救急医療施設(19施設) ・病院群輪番施設(19病院) [青森] [津軽] [夜間・休日]4病院(1床) [八戸] [夜間・休日]2病院(1床) [夜間・休日]6病院(1床) [西北五] [夜間・休日]2病院(1床) [上十三] [夜間・休日]4病院(1床) [下北] [夜間・休日]1病院(1床)	・圏域内の各医療機関 ・県立病院
岩手県(H10.2～)	岩手県精神科救急医療体制整備事業	4 県北 盛岡 岩手中部 県南	県医師会 精神科病院協会 県警 保健所長会等 (年2回)	岩手県精神科救急センター 学校法人岩手医科大学に事業委託 ・通年夜間[17:00～22:00] 24時間精神科救急相談窓口なし	平日、休日、夜間共に保健所が対応。 必要により警察等に協力要請。	平日、休日、夜間共に保健所が対応。 必要により警察等に協力要請。	精神科救急医療施設(4施設) ・病院群輪番施設(基幹施設)(4施設) [盛岡] 岩手医科大学附属病院(1床) [県北] 県立一戸病院(1床) [岩手中部] 国立病院機構花巻病院(1床) [県南] 岩手県立南光病院(1床)	・県立病院 ・市立病院 ・民間病院 (18病院)
宮城県(H9～)	宮城県精神科救急医療対策事業	1	0回	宮城県立精神医療センター 休日[9:00～17:00] 通年夜間[17:00～22:00] 24時間精神科救急相談窓口なし	各保健所 [8:30～17:15] ※勤務時間外の連絡体制あり	・保健所	精神科救急医療施設(28施設) ・病院群輪番施設(28施設) 夜間1病院(1床) 休日2病院(各1床)	・公立病院 ・精神科病院

精神科救急医療体制整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成21年2月1日現在

都道府県・指定都市名 (開始時期)	事業名	精神科救急医療圏の救急医療圏名	連絡調整機関 (年間開催回数)	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口	精神科救急情報センター がない場合の窓口 (受付時間・スタッフ等)	精神保健福祉 法第94条に関 する移送体制	精神科救急医療施設 (空床確保)	支援病院
秋田県 (H12～)	秋田県精神科救急 医療システム整備 事業	鹿角・大館 能代・鷹巣 秋田周辺 本荘・由利 県南	県医師会 精神科病院協会 全国自治体病院協議会 大学医学部附属病院 厚生連病院 県警察本部 消防長会 県立精神科病院 県防災担当課 県医療費負担当課 県精神保健福祉セン ター (年1～2回開催)	秋田県精神科救急情報センター 夜間[17:00～22:00] 休日[9:00～17:00] 24時間精神医療相談窓口なし	秋田県精神科救急情報センター がない場合の窓口 (受付時間・スタッフ等)	・家族 ・県 ・消防・救急 ・警察	精神科救急医療施設(14施設) ・病院群輪番施設(14施設) 【秋田周辺】8病院(1床) 【鹿角・大館】1病院(1床) 【能代・鷹巣】1病院(1床) 【県南】1病院(1床) 【本荘・由利】3病院(1床) 本荘・由利圏域は上記3病院と秋田周辺8病 院の計11病院の輪番制とし、県南圏域の基 幹病院の協力を得て実施 ※全県拠点病院(県立病院) ※合併症拠点病院(大学附属病院)	県内精神科病院
山形県 (H12～)	山形県精神科救急 移送医療事業	3 村山 置賜 最上・庄内	医療関係者 警察 消防 保健所 精神保健福祉センター など (年1回開催)	なし	・当番精神科救急医療施設 24時間対応 ・各保健所 *ただし夜間は連絡総機(警備会社 から保健所の担当者にオンコール による。)	・保健所	精神科救急医療施設(7施設) ・病院群輪番施設(7施設) 【村山・置賜] 夜間・休日5病院(1床) 【最上・庄内] 夜間・休日2病院(1床)	指定病院など
福島県 (H10～)	福島県精神科救急 医療システム	1 (但し、輪番体 制を定める為に4 ブロックある。 県北 県中・県南 会津 浜通り)	県医師会 県精神科病院協会 県立医科大学附属病院 県立病院 県警察所協会 県警察 消防 家族会 保健所 など (年1回開催)	なし	県内4ブロック毎の輪番病院 夜間[17:00～8:30] 休日[8:30～17:00]	措置入院、34条の 移送 ↓ 各保健所対応	精神科救急医療施設(34施設) ・病院群輪番施設(34施設) 各ブロック毎1床確保(合計4床)	・県立医科大学附属 病院 ・県立矢吹病院

精神科救急医療体制整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成21年2月1日現在

都道府県・指定都市名(開始時期)	事業名	精神科救急医療圏の救急圏域名	連携調整機関(年間開催回数)	精神科救急情報センター24時間精神医療相談窓口	精神科救急情報センターがない場合の窓口(受付時間・スタッフ等)	精神保健福祉法第34条に関する移送体制(24条運搬)県又は警察(一般救急医療相談)家族等	精神科救急医療施設(空床確保)	支援病院
茨城県(H8~)	茨城県精神科救急医療体制及び県が行う医療保護入院整備事業	3 水戸・日立 鹿ヶ浦・鹿行 つくば・県西	県医師会 県精神科病院協会 県警察 保健所 精神保健福祉センター など (年3回開催)	精神保健福祉センター 土・日・祝日[8:30-17:00] 平日夜間[17:00-21:00] 24時間精神医療相談窓口なし	県立友部病院 民間精神科病院 など		精神科救急医療施設(28施設) 病院群輪番施設(27施設) 【水戸・日立】 土・日・祝日 8病院(1床) 【鹿ヶ浦・鹿行】 土・日・祝日 12病院(1床) 【つくば・県西】 土・日・祝日 7病院(1床) 【全圏域】 平日夜間 25病院(1床) 常時対応施設(1施設) 県立友部病院(5床)	指定病院など
栃木県(H12~)	栃木県精神科救急医療システム	1	県医師会 県精神衛生協会(総合病院・大学病院含む) 県警察 県消防協会 保健所 精神保健福祉センター など (年1回開催)	県立岡本台病院 夜間[17:00-8:30] 土曜・日曜・祝日[8:30-17:00]	県厚雪福祉課 保健所		精神科救急医療施設(1施設) 常時対応施設(1施設) 県立岡本台病院(3床) *第1次に県立岡本台病院で受け入れた後、一定期間(1週間~1ヶ月)後に輪番制による後方病院(23病院)へ移院。	県内精神科病院
群馬県(H8~)	群馬県精神科救急医療システム整備事業	1 全県	県医師会 精神科病院協会 群馬大学 県警察 保健所 など (年2回開催)	群馬県こころの健康センター 24条運搬等24時間体制 24時間精神医療相談窓口なし	なし		精神科救急医療施設(13施設) 病院群輪番施設(12施設) 夜間 12病院(1床) 休日 10病院(1床) 常時対応施設(1施設) 群馬県立精神医療センター(2床)	指定病院(2施設) その他精神科病院(5施設)
埼玉県(H8~)	精神科救急総合対策事業 精神科救急情報センター運営事業	2 第1 第2	精神科病院協会 精神科診療所協会 埼玉医大 防衛医大 など (年4回開催)	埼玉県立精神保健福祉センター 24時間 24時間精神医療相談窓口あり	なし		精神科救急医療施設(67施設) 病院群輪番施設(40施設) 第1第2共に20病院(2床) 外来対応施設(27施設) 27診療所の輪番制から1か所が平日夜間対応	県立精神医療センター 埼玉医大病院

精神科救急医療体制整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成21年2月1日現在

都道府県・指定都市名(開始時期)	事業名	精神科救急医療圏の数(圏域名)	連絡調整機関(年間開催回数)	精神科救急情報センターがない場合の窓口(受付時間・スタッフ等)	精神科救急情報センター	精神科救急医療施設	支援病院
千葉県(H10～)	精神科救急医療システム整備事業	4 西 東 中央 南	県医師会 精神科病院協会 国立病院(含、国立病院機構) 赤十字病院 関係行政機関(年1回開催)	国立病院 24時間精神医療相談窓口あり	精神科救急情報センター	精神科救急医療施設(33施設) 病院群輪番施設(32施設) 【西】12病院(4床) 【中央】8病院(3床) 【東】5病院(3床) 【南】7病院(2床) ・常時対応施設(1施設) 国立病院(2床) ・外来対応施設(24施設) 輪番病院が夜間・休日対応	輪番病院 ・その他の病院
東京都(H14～)	東京都精神科救急医療情報センター	2 多摩 西部	精神科夜間休日救急診療運営連絡会 構成: ・東京精神科病院協会 ・東京精神科神経科診療所協会 ・メンタルケア協議会 ・東京消防庁 ・都立病院 ・福祉保健局(年1回開催)	東京精神科救急医療情報センター 平日土[17:00～翌9:00] 休日[9:00～翌9:00] 夜間こころの相談 [17:00～翌9:00]	夜間ばなし	精神科救急医療施設(65施設) 病院群輪番施設(38施設) 都立3病院(各4床) 35病棟の輪番制から2病院(3床) ・常時対応施設(1施設) 都立松沢病院(4床) ・外来対応施設(64施設) 35病棟の輪番制から2か所が夜間対応 29診療所の輪番制から1か所が夜間対応 [17:00～22:00]	国立・都立病院 ・東京精神科病院協会 の病院 ・東京精神科神経科診療所協会の診療所
神奈川県(H17～)	精神科救急医療対策事業	1	県医師会 県精神科病院協会 県精神科神経科診療所協会 横浜市 川崎市 等(年1回開催)	精神保健福祉センター(県・横浜市・川崎市と協調体制で実施) 平日[17:00～翌8:30] 土日祝[8:30～翌8:30] 24時間精神医療相談窓口あり	精神科救急情報センター ・保健所 ・精神保健福祉センター ・応急入院指定病院(北里大学東病院)	精神科救急医療施設(57施設) 病院群輪番施設(47施設) [平日夜間・土曜夜間・休日夜間] 北里大学東病院等5病院(14床) 準基幹病院(愛光病院等21病棟の輪番)(1床) [土曜夜間・休日昼間] 北里大学東病院等5病院(14床) 当番病院(愛光病院等42病棟の輪番)(4床) ・常時対応施設(2施設) 県立丹波病院(12床) 済生会横浜市東部病院(3床) ・身体合併症対応施設(1施設) 常時対応施設の済生会横浜市東部病院(3床) ・外来対応施設(6施設) 8診療所の輪番制から1か所が平日夜間・休日昼間対応	民間精神科病院 ・国立精神科病院 ・民間診療所

精神科救急医療体制整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成21年2月1日現在

都道府県・指定都市名(開始時期)	事業名	精神科救急医療圏の数(圏域名)	連絡調整機関(年間開催回数)	精神科救急情報センター24時間精神医療相談窓口	精神科救急情報センターがない場合の窓口(受付時間・スタッフ等)	精神保健福祉法第24条に関する移送体制(保健所(平日昼間のみ))	精神科救急医療施設(空床確保)	支援病院
新潟県(H9~)	新潟県精神科救急医療対策事業	5 県北 新潟 県東 魚沼 上越	県精神科病院協会 新潟大学 県医師会 県警 県消防長会 県立病院 保健所 など (年1回開催)	保健所、県庁主管理 24時間精神医療相談窓口なし	各当番病院 休日[9:00-17:00] 夜間[17:00-9:00]	精神科救急医療施設(26施設) ・病院群輪番施設(26施設) 休日には県内を5圏域に分け、各圏域内の当番病院が対応(1床) 夜間は月曜日から金曜日は県立精神医療センター、土曜日は県立小出病院、日曜日は新潟県圏域内の8病院が輪番制で対応(1床)	圏域内の精神科病院	
富山県(H10~)	富山県精神科救急医療体制整備事業	2 東部 西部	県精神科医学会 ・日精看護支部 ・県精神保健福祉士協会 ・保健所 など (年2回開催)	平日昼間 富山県精神保健福祉協会へ委託 夜間・休日昼間 救急当番病院に委託	なし	精神科救急医療施設(28施設) ・病院群輪番施設(28施設) 【東部】14病院(1床) 【西部】15病院(1床) ※両圏域を兼ねる病院が1病院	県内の精神科病院	
石川県(H10~)	石川県精神科救急医療システム整備事業	3 南加賀 石川中央 河北郡以北	県精神科病院協会 ・県立病院 ・金沢大学 ・金沢医科大学 ・県警 ・消防 ・保健所 ・県こころの健康センター など (年1回開催)	県こころの健康センター ・県立病院 平日日中[8:30-17:15] 平日夜間[17:15-8:30] 休日[8:30-8:30] 24時間精神医療相談窓口あり	県庁/保健所	精神科救急医療施設(15施設) ・病院群輪番施設(15施設) 夜間 県内全域2病院(各2床) 日中 【南加賀】3病院(1床) 【石川中央】9病院(1床) 【河北以北】3病院(1床) その他 身体合併症に対応可能な支援病院(5施設)	精神科協力病院	
福井県(H11~)	福井県精神科救急医療体制整備事業	2 嶺北 嶺南	福井大学 ・福井県立病院 ・輪番病院 ・クリニック (年2回開催)	なし	各病院輪番施設 夜間[17:00-9:00]	精神科救急医療施設(10施設) ・病院群輪番施設(10施設) 【嶺北】 夜間7病院(1床) 休日7病院(1床) 【嶺南】 夜間3病院(1床) 休日3病院(1床)	福井大学	

精神科救急医療体制整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成21年2月1日現在

都道府県・指定都市名(開始時期)	事業名	精神科救急医療圏の救急医療圏名	連携調整機関(年間開催回数)	精神科救急情報センター24時間精神医療相談窓口	精神科救急情報センターがない場合の窓口(受付時間・スタッフ等)	精神保健福祉法第34条に関する移送体制	精神科救急医療施設	支援病院
山梨県(H10～)	山梨県精神科救急医療事業	1	<ul style="list-style-type: none"> 県精神科病院協会 県精神科医会 県警察本部 県消防協会 県精神障害者家族会連合会 県立精神科病院 保健所 精神保健福祉センター等 	<ul style="list-style-type: none"> 県立病院 平日夜間[17:00～22:00] 休日[9:00～17:00] 土曜[9:00～17:00] 24時間精神医療相談窓口なし 	<ul style="list-style-type: none"> 県立病院 平日夜間[17:00～22:00] 休日[9:00～17:00] 土曜[9:00～17:00] 24時間精神医療相談窓口なし 	平日のみ(保健所)	<ul style="list-style-type: none"> 精神科救急医療施設(10施設) 病院群輪番施設(10施設) 県立病院士長9病院(1床) 	<ul style="list-style-type: none"> 精神科協力病院 県立北病院
長野県(H9～)	精神科救急医療整備事業	4	<ul style="list-style-type: none"> 県医師会 県精神科病院協会 精神科救急指定病院 精神保健福祉センター 保健所 県消防協会 県警 など <p>(年1回開催)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県立病院 平日夜間[17:00～22:00] 休日[9:00～17:00] 土曜[9:00～17:00] 24時間精神医療相談窓口なし 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所 原則として平日8:30～17:15まで(平日夜間及び休日等については緊急連絡網により対応) 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所 	<ul style="list-style-type: none"> 精神科救急医療施設(15施設) 病院群輪番施設(15施設) 【東北信圏域】 夜間9病院(1床) 休日9病院(1床) 【中信圏域】 夜間5病院(1床) 休日5病院(1床) 【南信圏域】 夜間1病院(1床) 休日1病院(1床) 	なし
岐阜県(H9～)	岐阜県精神科救急医療システム事業	2	<ul style="list-style-type: none"> 精神科病院協会 	<ul style="list-style-type: none"> 知事が指定した5病院による輪番制 24時間精神医療相談窓口あり 	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> 精神科救急医療施設(14施設) 病院群輪番施設(14施設) 【岐阜・西濃】8病院(1床) 【中濃・東濃・飛騨】6病院(1床) 	精神科救急医療施設
静岡県(H7～)	静岡県精神科救急医療対策事業	4	<ul style="list-style-type: none"> 精神科救急医療施設 県医師会 精神科病院協会 県警 消防本部 精神保健福祉センター 保健所 など <p>(年2回開催)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県立病院 終日[18:30～翌8:30] 24時間精神医療相談窓口あり 	<ul style="list-style-type: none"> 家族 知人等 警察 消防署 保健所 市町 	<ul style="list-style-type: none"> 精神科救急医療施設(10施設) 病院群輪番施設(6施設) 【中部】1病院(1床) 【西部】1病院(1床) 常時対応施設(4施設)(各2床) 沼津中央病院、鷹岡病院、清水駿府病院、聖隷三方原病院 身体合併対応施設(1施設) 常時対応施設の聖隷三方原病院(1床) 	<ul style="list-style-type: none"> 県立こころの医療センター 	

精神科救急医療体制整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成21年2月1日現在

都道府県・ 指定都市名 (開始時期)	事業名	精神科救急 医療圏の救 急医療圏名	連絡調整機関 (年間開催回数)	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口 (県精神病院協会委託) 24時間365日対応 愛知県精神科救急情報センター (県精神病院協会委託) 24時間365日対応	精神科救急情報センター がない場合の窓口 (受付時間・スタッフ等)	精神保健福祉 法第34条に關 する移送体制 保健所	精神科救急医療施設 (空床確保)	支援病院
愛知県 (H8～)	愛知県精神科救急 医療対策事業	3 尾張A 尾張B 三河	県医師会 県精神病院協会 精神科救急診療所協会 独立行政法人国立病院 機構(精神科) 県警 保健所 など (年1回開催)	愛知県精神科救急情報センター (県精神病院協会委託) 24時間365日対応 24時間精神医療相談窓口あり	精神科救急情報センター がない場合の窓口 (受付時間・スタッフ等)	精神保健福祉 法第34条に關 する移送体制 保健所	精神科救急医療施設(38施設) ・病院群輪番施設(38施設) 【尾張A】4病院(1床) 【尾張B】12病院(1床) 【三河】12病院(1床) 休日[9:00-17:00] 土曜[12:00-17:00] 夜間[17:00-9:00] *後方支援として県立城山病院が365日対 応(3床)	・豊橋精神病院協会 員病院
三重県 (H10～)	三重県精神科救急 医療システム運用 事業	2 北部 中南部	なし	日本精神科病院協会三重県支部 に委託 24時間精神医療相談窓口あり	なし 原則家族が移送	なし	精神科救急医療施設(13施設) ・病院群輪番施設(13施設) 【北部】休日夜間8病院(1床) 【中南部】休日夜間5病院(1床)	・県立こころの医療セ ンター ・国立病院機構津原 病院
滋賀県 (H9～)	滋賀県精神科救急 医療システム	3 大津・湖南 東近江・湖南 甲賀 湖北・湖東	精神科病院協会県支部 県精神科医師会 県医師会 県病院協会 滋賀医科大学 滋賀医科大学 県警察本部 県消防協会 県立精神医療センター 保健所 県庁所管課 など (年4回開催)	各圏域ごとに当番病院 24時間365日対応 24時間精神医療相談窓口なし	保健所 (平日のみ)	保健所	精神科救急医療施設(16施設) ・病院群輪番施設(10施設) 【大津・湖西】3病院(2床) 【東近江・甲賀・湖南】3病院(2床) 【湖北・湖東】3病院(2床) 【全県】県立精神医療センター(2床)	・指定病院
京都府 (H13～)	京都府精神科救急 医療システム	2 北部 南部	府医師会 京都府精神病院協会 京都府精神科救急診療所 協会 京都府精神科医師会 京都府保健福祉協会 京都府警 消防 保健所 府立洛南病院 府・市 など (年1回開催)	【北部】 独立行政法人舞鶴医療センター 平日[17:00-22:00] 休日[9:00-22:00] 24時間精神医療相談窓口あり 【南部】 京都府精神科救急情報センター 平日[17:00-翌8:30] 休日[24時間] 24時間精神医療相談窓口あり	平日のみ (保健所/分室)	平日のみ (保健所/分室)	精神科救急医療施設(2施設) ・常時対応施設(1病院) 【南部】 府立洛南病院(2床) 病院群輪番施設(1病院) 【南部】 京都府立医科大半附属病院(1床) ・その他(基幹病院) 【北部】 独立行政法人舞鶴医療センター	応急入院指定病院な ど 北部(1病院) 南部(10病院)

精神科救急医療体制整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成21年2月1日現在

都道府県・指定都市名(開始時期)	事業名	精神科救急医療圏の数(圏域名)	連絡調整機関(年間開催回数)	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口 (財)精神障害者社会復帰促進協会に委託 【精神科救急医療情報センター】 平日昼間[17:00-22:00] 夜間[22:00-翌9:00] 土曜休日[9:00-翌9:00] 24時間精神医療相談窓口あり	精神科救急情報センター がない場合の窓口 (受付時間・スタッフ等)	精神保健福祉法第84条に関する移送体制 平日昼間のみ本庁課で対応	精神科救急医療施設 (空床確保)	支援病院
大阪府(H7～)	精神科救急医療体制整備事業 ・精神障がい者24時間医療相談事業 (大阪市・堺市と共同実施)	8 (うち府6圏域)	大阪府医師会 ・大阪府精神科病院協会 ・大阪府精神科診療所協会 ・大阪府警 ・大阪府消防署 ・大阪市 ・堺市 ・当事者団体 など (年1回)				精神科救急医療施設(28施設) ・病院群輪番施設(28施設) 【外発対応可】 平日休日夜間(6床) 休日夜間(6床) 応急入院指定施設(11施設) さわわ病院、府立精神医療センター、阪本病院、国分病院、浅香山病院、阪南病院、久米田病院、水間病院、木島病院、大阪市立総合医療センター、ほくとクリニック病院(各1床)	・協力病院(20施設) 平日昼間(4床) ・身体合併症に対応可能な施設(11施設)
兵庫県	兵庫県精神科救急医療体制整備事業	5 阪神・神戸 播磨 但馬 丹波 淡路	県医師会 ・県精神科病院協会 ・県警 ・県消防 など (年2回開催)	県精神科病院協会に委託 平日夜間[17:00-翌9:00] 休日[9:00-翌9:00] 土曜[9:00-翌9:00] 24時間精神医療相談窓口あり		本庁 保健所 (ケースに応じて警察等関係者に協力依頼)	精神科救急医療施設(30施設) ・病院群輪番施設(29施設) 【神戸・阪神】 夜間16病院(1床) 【播磨】 夜間13病院(1床) ・常時対応施設(1施設) ・県立光風病院(2床) ・外発対応施設(29施設) ・病院群輪番施設の当番病院に併設(2か所)	・協力病院
奈良県(H12～)	精神科救急医療センター△整備事業	1 全県	精神科病院協会 ・県立医科大学附属病院 ・保健所 ・県警 など (不定期)	奈良県立医科大学附属病院 24時間精神医療相談窓口あり		保健所 ・精神医療支援センター ・精神科病院 など	精神科救急医療施設(9施設) ・病院群輪番施設(8施設) 【全県】(8施設) 夜間・休日5病院(1床) ・常時対応施設(1施設) 公立大学法人奈良県立医科大学附属病院(2床)	県内の精神科病床を有する全13病院
和歌山県(H10～)	和歌山県精神科救急医療センター△整備事業	3 紀北 紀中 紀南	県医師会 ・県精神科病院協会 ・県消防協会 ・県保健所長会 ・県PSW協会 ・県警本部 など (年1～2回開催)	精神科救急情報センターなし 24時間精神医療相談窓口 輪番病院、常時対応病院 において対応	各精神科救急医療施設が対応 輪番病院の案内などについては、 県救急医療情報センターも対応	県で整備済 保健所、本庁で実施する	精神科救急医療施設(7施設) ・病院群輪番施設(6施設) 【紀北】 夜間・休日5病院 【紀南】 紀南二通りの医療センター ・常時対応施設(1施設) 【紀中】 県立二通りの医療センター(2床)	

精神科救急医療体制整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成21年2月1日現在

都道府県・指定都市名 (開始時期)	事業名	精神科救急医療圏の数 圏域名	連絡調整機関 (年間開催回数)	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口	精神科救急情報センター がない場合の窓口 (受付時間・スタッフ等)	精神保健福祉法第34条に關する移送体制 保健所	精神科救急医療施設 (空床確保)	支援病院
鳥取県 (H14.1~)	鳥取県精神科救急医療体制整備事業	3 東部 中部 西部	県医師会 ・輪番および後方支援病院 精神科クリニック ・県警 ・消防局 ・市町村 ・保健所 (年2回開催)	なし	・各病院群輪番施設 (17:00~9:00) 医師・看護師	保健所	精神科救急医療施設(8施設) ・病院群輪番施設(8病院) 【東部】 夜間 2病院(1床) 休日 2病院(1床) 【中部】 夜間 1病院(1床) 休日 1病院(1床) 【西部】 夜間 5病院(1床) 休日 5病院(1床)	・協力病院
鳥根県 (H11~)	鳥根県精神科救急医療体制整備事業	7 松江 出雲 県央 浜田 益田 雲南 隠岐	精神科救急医療施設 ・精神科診療所 ・消防署 ・警察署 ・市町村 ・家族会 ・施設 など (各圏域年1回開催)	・県立こころの医療センター 夜間[17:15~8:30] 休日[8:30~8:30] ・保健所(7カ所) 平日昼間[8:30~17:15] 24時間精神医療相談窓口あり	保健所	精神科救急医療施設(12施設) ・病院群輪番施設(12施設) 編番制 【松江】6病院(1床) 【出雲】3病院(1床) 基幹病院 【県央】1病院(1床) 【浜田】1病院(1床) 【益田】1病院(1床) *雲南、隠岐については県立こころの医療センターによりカバー	なし	
岡山県 (H10~)	岡山県精神科救急医療システム整備事業	2 県南東部・北部 県西部	岡山県精神科救急医療システム連絡調整委員会 ・県精神科病院協会 ・県精神科診療所協会 ・県精神障害者家族会連合会 ・県消防庁会 ・県警察本部生活安全企画課 ・県保健所長会 ・県精神科医療センター ・県保健福祉部健康対策課 ・岡山市保健所 ・倉敷市保健所 (年1回開催)	岡山県精神科救急情報センター (委託先)独立行政法人岡山県精神医療センター 平日[18:00~24:00] 休日[10:00~24:00] 24時間精神医療相談窓口あり	平日 (保健所) 夜間・休日 (緊急連絡網)	精神科救急医療施設(11施設) ・病院群輪番施設(11施設) 編番制 【県南東部】4病院(1床) 【県南西部・北部】6病院(1床) 基幹病院(1施設)*輪番病院でもある。 【全県】1病院(1床)	・地方独立行政法人岡山県精神科医療センター ・指定民間病院	

精神科救急医療体制整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成21年2月1日現在

都道府県・指定都市名(開始時期)	事業名	精神科救急医療領域の数(区域名)	連絡調整機関(年間開催回数)	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口	精神科救急情報センター がない場合の窓口 (受付時間・スタッフ等)	精神科保健福祉法第34条に關する移送体制	精神科救急医療施設 (空床確保)	支援病院
広島県 (H16～)	広島県精神科救急医療システム整備事業	2 西部 東部	県医師会 ・県精神科病院協会 ・広島大学医学部 ・県警 ・消防 ・精神保健福祉センター など (年1回開催)	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口 県精神科病院協会に委託 24時間365日対応 24時間精神医療相談窓口あり	精神科救急情報センター がない場合の窓口 (受付時間・スタッフ等)	平日のみ (保健所)	精神科救急医療施設(6施設) ・病院群輪番施設(5施設) 【東部】(3施設) 夜間・休日ともに1病院(1床) 【西部】(2施設) 夜間・休日ともに1病院(1床) ・常時対応施設(1施設) 【全県】瀬野川病院(2床) ・その他 1病院が東西2圏域の後方支援(1床)	重度の身体合併症 患者受入病院(支援 病院3病院)
山口県 (H12～)	山口県精神科救急医療システム事業	3 東部 中部 西部	精神科病院協会 ・山口大学 ・県警 ・保健所 ・消防 ・診療所協会 など (年2回開催)	県立こころの医療センター 夜間[17:00-8:30] 休日[8:30-8:30] 24時間精神医療相談窓口あり	保健所	保健所	精神科救急医療施設(28施設) ・病院群輪番施設(28施設) 3フロアに夜間・休日各1床 県立病院に夜間・休日1床	合併症のある場合は 大学病院
徳島県 (H10～)	徳島県精神科救急医療システム整備事業	3 東部 西部 南部	県医師会 ・県精神科病院協会 ・県立中央病院(総合病 院) ・県警 ・県消防長会 ・保健所 ・県精神保健福祉協会 (会長・理事) など (年1～2回開催)	なし	各当番病院 夜間[17:00-9:00] 休日[9:00-9:00]	なし	精神科救急医療施設(14施設) ・病院群輪番施設(14病院) 【東部】 ・夜間 8病院(1床) ・休日 8病院(1床) 【西部】 ・夜間(月～金) 4病院(1床) ・休日と重なった場合は終日 【南部】 ・夜間(月・水・金) 2病院(1床) ・休日と重なった場合は終日	県立中央病院(総合 病院)
香川県 (H16.7～)	香川県精神科救急医療システム整備事業	2 高松大川 中讃三豊	精神科医療関係者 ・精神保健福祉関係者 ・県立丸亀病院 ・精神保健福祉センター 長 ・県立病院課長 ・障害福祉課長 (年1回開催)	県立病院 夜間[17:00-翌8:30](通年) 24時間精神医療相談窓口なし	保健所 ※関係機関の協力 あり	保健所 ※関係機関の協力 あり	精神科救急医療施設(12施設) ・病院群輪番施設(12病院) 【大川高松】 4病院(1床) 【中讃三豊】 8病院(1床) 夜間[17:00-翌8:30] 各圏域1床を確保	精神科医療圏域
愛媛県 (H14.1～)	愛媛県精神科救急医療システム整備事業	1 中予	精神科病院 ・学識経験者 ・家族代表者 ・警察 ・消防 など (不定期)	精神科救急医療情報センター 平日昼間[17:00-22:00] 休日等[9:00-17:00] 24時間精神医療相談窓口なし	平日のみ (保健所)	平日のみ (保健所)	精神科救急医療施設(7施設) ・病院群輪番施設(7施設) 【中予】 夜間各日1病院(1床) 休日各日1病院(1床)	当番病院以外の精 神科救急医療施設

精神科救急医療体制整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成21年2月1日現在

都道府県・指定都市名(開始時期)	事業名	精神科救急医療圏域の数(圏域名)	連絡調整機関(年間開催回数)	精神科救急情報センター24時間精神医療相談窓口	精神科救急情報センターがない場合の窓口(受付時間・スタッフ等)	精神保健福祉法第34条に関する移送体制	精神科救急医療施設	支援病院
高知県(H7～)	高知県精神科救急医療事業	1 中央保健医療圏	精神科救急医療施設 (年間開催回数) ・県医師会 ・救急医療情報センター ・大学病院 ・県立精神科病院 ・高知市消防局 ・県警 (年1回開催)	なし	精神科救急情報センターで当番病 院を紹介 ・各当番病院 平日夜間[17:00-9:00] 土曜[12:00-9:00] 休日[9:00-9:00]	なし	精神科救急医療施設(7施設) ・病院群輪番施設(7施設) 平日夜間 1病院(1床) 土曜休日 6病院(1床) ・外来対応施設(7施設) ※上記同様	県立精神科病院
福岡県(H10～) (北九州 市・福岡市 を含む)	福岡県精神科救急医療システム事業	4 福岡 北九州 京豊 筑後	県医師会 ・精神科病院協会 ・精神神経科診療所協会 ・大学 ・県警 ・消防 ・保健所 (年5回開催)	県メテオカルセンター 夜間[17:00-9:00] 休日[9:00-9:00] 精神医療相談窓口無し	保健所	保健所	精神科救急医療施設(78施設) ・病院群輪番施設(78施設) 4ブロックに夜間1床及び休日日中(1床) 福岡プロジェクトにおいては、休日夜間さらに1 床(計2床)	・県立病院 ・協立病院
佐賀県(H9～)	佐賀県精神科救急医療システム事業	3 佐賀東部 唐津伊万里 多久杵藤	県精神科病院協会 ・宇識経観音 唐か (不定期)	佐賀県精神科病院協会に委託 日曜・祝日・年末年始 [9:00-17:00] 24時間精神医療相談窓口なし	保健福祉事務所 ・精神科病院	保健福祉事務所 ・精神科病院	精神科救急医療施設(17施設) ・病院群輪番施設(17施設) 【佐賀東部】 8病院(1床) 【唐津伊万里】 5病院(1床) 【多久杵藤】 4病院(1床)	・佐賀大学医学部附 属病院 ・佐賀県立病院好生 館
長崎県(H11～)	長崎県精神科救急医療システム整備事業	6 長崎・西彼 佐世保・北松 県央・県南 五島 香岐 対馬	県医師会 ・県精神科病院協会 ・長崎大学 ・県警 ・消防 ・県立精神医療センター ・長崎県精神科医療機関代 表 ・長崎こども女性障害者 支援センター (年1回開催)	県立精神医療センター (24時間365日対応) 24時間精神医療相談窓口あり	未実施	未実施	精神科救急医療施設(38施設) ・病院群輪番施設(38施設) 休日と休日夜間 【長崎・西彼】 11病院(1床) 【佐世保・北松】 8病院(1床) 【県央・県南】 15病院(1床) 【五島】 1病院(1床) 【香岐】 2病院(1床) 【対馬】 1病院(1床) ・常時対応施設 県立精神医療センター(2床)	・国立病院機構長崎 医療センター ・長崎大学医学部 歯学部付属病院 ・県立精神医療セ ンター
熊本県(H9～)	熊本県精神科救急医療システム整備事業	2 北部 南部	県医師会 ・病院協会 ・熊本大学病院 ・国立病院機構 ・熊本県警 ・保健所 ・消防 など (年1回開催)	なし	各当番病院 夜間[17:00-9:00] 休日昼間[9:00-17:00] 土曜昼間[12:00-17:00] *当番病院の当番表は、2ヶ月分 を1ヶ月前に保健所、県警、消防に 周知。	平日のみ (県庁/保健所)	精神科救急医療施設(78施設) ・病院群輪番施設(78施設) ○夜間 39病院(1床) ○休日 17病院(1床) 【北部】 17病院(1床) 【南部】 22病院(1床)	・県立こころの医療セ ンター ・国立病院機構熊本 医療センター ・国立病院機構菊池 病院 ・熊本大学医学部附 属病院

精神科救急医療体制整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成21年2月1日現在

都道府県・指定都市名(開始時期)	事業名	精神科救急医療領域の数(圏域名)	連絡調整機関(年間開催回数)	精神科救急情報センター24時間精神医療相談窓口	精神科救急情報センターがない場合の窓口(受付時間・スタッフ等)	精神保健福祉法第34条に関する移送体制	精神科救急医療施設(空床確保)	支援病院
大分県(H11～)	大分県精神科救急医療システム整備事業	1	・県医師会 ・精神科病院協会 ・大分大学医学部 ・県精神科診療所協会 ・県警 ・市消防 ・保健所 など (年2回開催)	精神保健福祉センター 平日夜間[17:00～21:00] 休日[9:00～21:00] 24時間精神医療相談窓口なし	なし	なし	精神科救急医療施設(22施設) ・病院群輪番施設(22施設) ○平日夜間 ○休日(昼間・夜間) 【金県】22病院(1床) 【全県】22病院(2床) ※大分市、別府市より1床	当番病院以外の精神科救急医療施設
宮崎県(H9～)	宮崎県精神科救急医療システム整備事業	3 県北 県央 県南	・県医師会 ・精神科病院協会 ・宮崎大学 ・県警 ・消防 ・精神保健福祉センター ・保健所 ・県立精神科病院 など (年1～2回開催)	なし	・各病院群輪番施設 日曜、祝日、年末年始の昼夜間 【9:00～翌9:00】 ・各保健所	・各病院群輪番施設 平日[9:00～17:00] ・各保健所	精神科救急医療施設(21施設) ・病院群輪番施設(21施設) 【県北】 6民間病院(1床) 【県央】 8民間病院・1県立精神科病院(1床) 【県西南】 6民間病院(1床)	・プロック内の精神科救急医療施設 ・公立精神科病院 など
鹿児島県(H8～)	鹿児島県精神科救急医療体制整備事業	4 鹿児島 南薩 北薩 姶良・大隈	・県精神科病院協会 ・県医師会 ・鹿児島大学 ・県消防 ・県警察本部 ・県保健所長 など (年1回開催)	県立始良病院に設置 日・祝祭日・年末年始 【9:00～24:00】 24時間精神医療相談窓口なし	・県庁 ・保健所	なし	精神科救急医療施設(41施設) ・病院群輪番施設(41施設) 【鹿児島】14病院(1床) 【北薩】8病院(1床) 【南薩】9病院(1床) 【姶良・大隈】10病院(1床)	なし
沖縄県(H10～)	沖縄県精神科救急医療システム事業	4 北 南 宮古 八重山	・県医師会 ・県精神科病院協会 ・警察本部 ・防災危機管理課 ・公立病院 ・保健所 など (年1回開催)	総合精神保健福祉センター (沖縄県精神保健福祉協会へ委託) 平日夜間[17:00～9:00] 休日[9:00～翌9:00] 24時間精神医療相談窓口なし	保健所	なし	精神科救急医療施設(20施設) ・病院群輪番施設(20施設) 【北】 平日夜間8病院(1床) 休日昼間8病院(1床) 【南】 平日夜間10病院(1床) 休日昼間10病院(1床) 休日夜間1病院(1床) 【宮古】 平日夜間1病院(1床) 休日夜間1病院(1床) 【八重山】 宮古圏域と同じ	・県立病院 ・一般科協力病院 ・かかりつけ病院

精神科救急医療体制整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成21年2月1日現在

都道府県・指定都市名(開始時期)	事業名	精神科救急医療圏の数(圏域名)	連絡調整機関(年間開催回数)	精神科救急情報センター24時間精神医療相談窓口	精神科救急情報センターがない場合の窓口(受付時間・スタッフ等)	精神保健福祉法第34条に関する移送体制	精神科救急医療施設(空床確保)	支援病院
札幌市(H11.2~)	北海道精神科救急医療システム整備事業~(実施主体:北海道)	北海道は全8圏域 札幌市は1圏域 道庁(札幌・後志)圏に属している。	北海道 札幌市 道医師会 道精神科病院協会 道精神科神経科診療所協議会 北海道警察 北海道大学 など (2~3回開催)	札幌市精神科救急情報センター 札幌市が設置 平日夜間[17:00~翌9:00] 土日祝日[9:00~翌9:00] ・平日9:00~17:00は市内各区(10区)役所での相談窓口を設けており、精神科救急情報センターと合わせて24時間の相談窓口を確保している	精神科救急情報センターがない場合の窓口(受付時間・スタッフ等)	精神保健福祉法第34条に関する移送体制 ・市内各区役所	精神科救急医療施設(27施設) ・病院群輪番施設(27施設) 【道央(札幌・後志)】 空床1床以上確保	・後方病院(3病院) ・遠隔地域支援病院(4病院) ・合併症受入協力病院(3病院)
仙台市(H15~)	宮城県と共同実施					平日のみ(保健所) さいたま市有(単独設置) ・保健所 平日中のみ 保健所		
千葉市(H10~) 横浜市(H8~)	千葉県と共同実施 精神科救急医療対策事業	1	(年1回開催) (神奈川県が主催)	①横浜市こころの健康相談センター (三次救急) 全日[8:30~22:00] ②各区福祉保健センター (初期・二次救急) 平日[8:30~17:00] ※上記以外の時間帯については、神奈川県・川崎市と協調で実施。体制については神奈川県を参照。	横浜市こころの健康相談センター	横浜市こころの健康相談センター	精神科救急医療施設(1施設)(神奈川県の内) (診療所固定、医師輪番方式による初期救急医療施設) ・外来対応施設(1施設) ※上記以外の時間帯については、神奈川県・川崎市と協調で実施。体制については神奈川県を参照。	民間精神科協力病院等

4. 精神障害者地域移行支援特別対策事業の実績状況

	実施自治体数	事業対象者数(人)	退院者数(人)
平成15年度	16(含指定都市1)	226	72
平成16年度	28(含指定都市3)	478	149
平成17年度	29(含指定都市5)	612	258
平成18年度	26都道府県	786	261
平成19年度	42都道府県	1,508	544
平成20年度見込み	45都道府県	2,037	726

※平成15年度から平成17年度まではモデル事業、平成18年度～平成19年度までは、精神障害者退院促進支援事業として実施。

※退院者数については、当該年度内に退院した者の数であり、年度を越えて退院した者の数は、含まれていない。

5. 平成19年度精神保健福祉センター事業実績

(1) 一般事業

都道府県等	技術援助	研修会 (講習会)	広報普及 (講習会・座談会等)		相談事業		調査研究 課題数	備考
	技術指導		回数	参加人数	実件数	延件数		
北海道	31	5	1	230	290	1,216		
青森県	57						3	
岩手県	169	6	8	3,290	1,011	1,193	11	
宮城県	67		15	652	1	1	6	
秋田県	14				3	3	1	
山形県	114	7	1	91	55	502	1	
福島県	209				131	182	2	
茨城県	104	43	7	1,108	276	1,593		
栃木県	123	21	50	402	289	1,462	4	
群馬県	10	27	16	1,410	233	311	10	
埼玉県	780	75	6	1,090	5,699	6,743	17	
千葉県	1,603	160	113	1,935	5,231	6,498	5	
東京都	3,118	30	49	2,890	735	3,491	51	
神奈川県	840	50	37	3,504	1,231	2,672	10	
新潟県	54	22	7	320	43	232	6	
富山県	300	6	6	107	309	3,170	3	
石川県	532	11	22	1,659	237	957	3	
福井県	12		1	168	34	103		
山梨県	63	30	14	299	7	43	4	
長野県	344	46	78	2,447	474	2,282	8	
岐阜県	86	10	2	301	78	406		
静岡県	47	15			24	39	3	
愛知県	118	15	25	1,612	189	272	11	
三重県	287	26	21	896	639	1,228		
滋賀県	65	5	5	50	430	871	1	
京都府	20	11			128	1,199		
大阪府	14	58	246	3,074	178	11,725		
兵庫県	528	4	92	3,267	1,643	2,039	4	
奈良県	9	21			100	155	2	
和歌山県	15	13	4	480	256	267		
鳥取県	298	12	11	646	744	4,328	12	
島根県	57	5	2	16	26	38	1	
岡山県	175	4	2	650	393	6,241	2	
広島県	154	50	2	65	316	2,895	1	
山口県	89	29	4	760	59	377	2	
徳島県	167				89	240		
香川県	17	10			51	716	2	
愛媛県	90	4	6	555	107	355	1	
高知県	81		1	75	43	77	1	
福岡県	148	11	5	1,290	3,174	3,363	3	
佐賀県	29	15	15	541	68	107	1	
長崎県	203	9	18	2,571	848	872	2	
熊本県	187	3	39	262	323	446		
大分県	102	58	21	432	334	520	4	
宮崎県	1,428		4	315	42	50	2	
鹿児島県		3			345	779		
沖縄県	138	10			67	70	14	
札幌市	314	29	24	3,105	662	296	10	
仙台市	136	37	2	471	86	396	3	
さいたま市	135	18	1	176	21	152	3	
千葉市	13	12	29	684	663	1,357	2	
横浜市	77	46	18	959	10	11	7	
川崎市	191	6	30	743	209	950		
新潟市	97	5	28	2,199	1,615	2,491		
静岡市	208	9	38	1,328		214	5	
浜松市	18	13	23	1,140	21	48	6	
名古屋市	167	73	25	1,455	173	1,173	1	
京都市	25	19	44	235	207	422	8	
大阪市	280	50	19	1,224	19	19	1	
堺市	89	40	33	1,578	263	3,624		
神戸市	19		29	883				
広島市	168	19			1,142	2,119	12	
北九州市	38	18	15	2,818	25	25	1	
福岡市	86	6	7	2,143	115	182	1	
合計	15,157	1,340	1,321	60,601	32,214	85,808	274	

(東京都内訳)

中部	983	13	34	2,191	323	948	8
多摩	1,540	14	2	270	174	1,239	41
台東区	595	3	13	429	238	1,304	2

資料：精神・障害保健課

(2-1) 特定相談事業(思春期)

都道府県等	技術援助	研修会 (講習会)	広報普及		相談事業		備考
	技術指導		(講習会・座談会等)		実件数	延件数	
	回数	回数	回数	参加人数			
北海道	8	1			18	49	
青森県	1	1	9	45	13	83	
岩手県		2			26	31	
宮城県	4	1	1	21	51	376	
秋田県	4	1	13	205	7	15	
山形県	22	1			75	590	
福島県	6		1	58	39	46	
茨城県	11		52	461	64	325	
栃木県	10	3	2	117	50	189	
群馬県	3		1	340	42	61	
埼玉県	15	6			192	272	
千葉県	66	2	1	304	106	108	
東京都	293	9	16	468	406	1,849	
神奈川県	20				107	118	
新潟県	7	3	15	122	20	157	
富山県	37	4	3	110	61	602	
石川県	23	5	1	70	52	186	
福井県	7		1	143	90	323	
山梨県	124	4			146	840	
長野県	68	8	11	86	45	415	
岐阜県		1					
静岡県	21	2			46	153	
愛知県	4				68	78	
三重県	14	3	3	249	131	179	
滋賀県	37	4	45	335	289	966	
京都府					15	44	
大阪府	2	7	4	330	588	4,234	
兵庫県	45	2	26	284	179	643	
奈良県							
和歌山県	1	1			30	39	
鳥取県	128	2	33	390	236	1,456	
島根県	12	1	11	34	6	6	
岡山県	23	9	3	125	34	471	
広島県	4	11			51	333	
山口県	16		1	120	16	129	
徳島県	54	1			70	347	
香川県	38	5	12	67	77	758	
愛媛県	7	1			124	1,152	
高知県	39	6			16	43	
福岡県	44	6	5	535	307	318	
佐賀県	33	3	3	119	54	176	
長崎県	7	1	2	60	25	26	
熊本県	38	1			90	237	
大分県	5		3	28	135	192	
宮崎県	11		1	78	5	5	
鹿児島県	1		12	58	251	255	
沖縄県	4		1	204	19	23	
札幌市	13	1			422	463	
仙台市	5	1	2	39	64	538	
さいたま市	117	3	24	147	112	610	
千葉市		1	1	53	87	142	
横浜市	14	2	3	93	28	28	
川崎市	58	3	18	137	53	254	
新潟市	2	1	5	27	7	8	
静岡市	1	3	11	190		134	
浜松市		1	10	210	25	103	
名古屋市	11	4			45	45	
京都市	30	3	145	1,277	123	219	
大阪市	63	3	6	145	55	154	
堺市	2						
神戸市		1			30	32	
広島市	5	1			194	215	
北九州市		6	2	575		2	
福岡市	4		15	139	9	9	
合計	1,642	152	534	8,598	5,728	21,854	

(東京都内訳)

中部	128		9	308	62	394	
多摩	84	6	4	32	183	695	
台東区	81	3	3	128	161	760	

資料:精神・障害保健課調

(2-2) 特定相談事業(アルコール)

都道府県等	技術援助 技術指導 回数	研修会 (講習会) 回数	広報普及 (講習会・座談会等)		相談事業		備考
			回数	参加人数	実件数	延件数	
北海道	9	1			2	4	
青森県							
岩手県		1			40	65	
宮城県	1	1			2	2	
秋田県	1	1	1	95	1	1	
山形県	16		1	143	16	231	
福島県	6	1	1	110	22	33	
茨城県	2		24	147	36	37	
栃木県	4	12	15	1,337	20	26	
群馬県			2	22	8	11	
埼玉県	33	7			274	429	
千葉県	92	12	12	537	187	237	
東京都	178	8	19	791	525	2,145	
神奈川県	8	1	28	2,050	58	65	
新潟県							
富山県	54	1	1	150	38	254	
石川県	3	1	1	57	4	4	
福井県	6	6	26	495	14	15	
山梨県	12		2	196	2	7	
長野県	17	6	1	70	33	222	
岐阜県	5	2			38	38	
静岡県					28	45	
愛知県	6		1	120	23	23	
三重県					22	54	
滋賀県	23	3	50	870	65	94	
京都府		2	8	187	5	35	
大阪府		4			504	1,660	
兵庫県	20	4	14	136	45	68	
奈良県							
和歌山県	1	1					
鳥取県	8	6			21	92	
島根県	7	4	3	512	2	2	
岡山県	3				2	42	
広島県	7	3			2	2	
山口県					10	11	
徳島県	29	2			8	8	
香川県	4		24	96	2	39	
愛媛県	2		2	34	11	11	
高知県	3	1	18	71	14	37	
福岡県	29	15	13	124	225	234	
佐賀県	24	18	18	719	17	17	
長崎県	7	1	1	250	23	24	
熊本県	3	3	12	23	9	18	
大分県	15		2	301	115	206	
宮崎県	13		1	111	9	10	
鹿児島県	41	2	1	173	75	75	
沖縄県	4	1	1	308	6	9	
札幌市		1			60	81	
仙台市	46	1	3	898	46	750	
さいたま市	21	5	21	182	27	147	
千葉市					52	91	
横浜市	6	1	13	134	37	89	
川崎市	64	2	12	146	80	613	
新潟市	1				16	21	
静岡市		4	4	138		2	
浜松市		2					
名古屋市	4		1	4	1	6	
京都市	11	1	72	986	41	62	
大阪市	28	10	3	120	22	34	
堺市	1				1	1	
神戸市		1	1	300	4	4	
広島市			1	65	65	73	
北九州市	12	4	5	1,015	42	42	
福岡市		1	1	29			
合計	890	164	435	14,252	3,057	8,658	

(東京都内訳)

中部	73		3	132	110	503	
多摩	54	6	11	104	151	435	
台東区	51	2	5	555	264	1,207	

資料:精神・障害保健課調

6. 発達障害者支援センター設置状況

平成21年1月1日現在

都道府県 指定都市	名 称	所 在 地	電話番号
北海道	北海道発達障害者支援センター「あおいそら」	〒041-0802 北海道函館市石川町90-7	0138-46-0851
	北海道発達障害者支援道東地域センター「きら星」	〒080-2475 北海道帯広市西25条南4-9 地域交流ホーム「虹」内	0155-38-8751
	北海道発達障害者支援道北地域センター「きたのまち」	〒078-8329 北海道旭川市宮前通東4155-30 旭川市障害者福祉センター おびつ1F	0166-38-1001
青森県	青森県発達障害者支援センター「ステップ」	〒030-0822 青森県青森市中央3-20-30 県長福祉プラザ3階	017-777-8201
岩手県	岩手県発達障害者支援センター	〒020-0401 岩手県盛岡市手代森6-10-6	019-601-2115
宮城県	宮城県発達障害者支援センター「えいほ」	〒981-3213 宮城県仙台市泉区南中山5-2-1	022-376-5306
秋田県	秋田県発達障害者支援センター「ふきのとう秋田」	〒010-0976 秋田県秋田市八橋南1-1-3	018-823-7722
山形県	山形県発達障害者支援センター	〒999-3145 山形県上山市河崎3-7-1 山形県立総合療育訓練センター内	023-673-3314
福島県	福島県発達障害者支援センター	〒963-8041 福島県郡山市富田町字上ノ台4-1	024-951-0352
茨城県	茨城県発達障害者支援センター	〒311-3157 茨城県茨城郡茨城町小幡北山2766-37	029-219-1222
栃木県	栃木県発達障害者支援センター「ふおーゆう」	〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1	028-623-6111
群馬県	群馬県発達障害者支援センター	〒371-0043 群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター7階	027-254-5380
埼玉県	埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」	〒350-0813 埼玉県越前市平塚新田東河原201-2	049-239-3553
千葉県	千葉県発達障害者支援センター「CAS(キャス)」	〒260-0856 千葉県千葉市中央区玄島2-8-3	043-227-8557
東京都	東京都発達障害者支援センター「YOSCA(トスカ)」	〒156-0055 東京都世田谷区船橋1-30-9	03-3426-2318
神奈川県	神奈川県発達障害者支援センター「かながわA(エース)」	〒259-0157 神奈川県足柄上郡中井町境218	0465-01-3717
新潟県	新潟県発達障害者支援センター「RISE(ライズ)」	〒951-8121 新潟県新潟市中央区水道町1-5932	025-266-7033
富山県	富山県自閉症・発達障害支援センター「あおぞら」	〒931-8443 富山県富山市下飯野36	076-438-8415
	富山県発達障害者支援センター「ありそ」	〒930-0143 富山県富山市西金屋6682	076-438-7255
石川県	石川県発達障害者支援センター	〒920-8201 石川県金沢市鞍月東2-6	076-238-5557
	発達障害者支援センター「パース」	〒920-3123 石川県金沢市福久東1-56 オフィスオーセド2F	076-257-5551
福井県	福井県発達障害者支援センター「スクラム福井」	〒914-0144 福井県敦賀市桜ヶ丘町8-6	0770-21-2346
山梨県	山梨県発達障害者支援センター	〒400-0005 山梨県伊府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ3階	055-254-8631
長野県	長野県自閉症・発達障害支援センター	〒380-0928 長野県長野市若里7-1-7 長野県精神保健福祉センター内	026-227-1810
岐阜県	岐阜県発達障害者支援センター「のぞみ」	〒502-0854 岐阜県岐阜市鷺山向井2563-57 希望が丘学園内	058-233-5116
岐阜県	伊自良苑地域生活支援センター	〒501-2122 岐阜県山県市麻倉84	0581-36-2175
静岡県	静岡県発達障害者支援センター	〒422-8031 静岡県静岡市駿河区有明町2-20	054-286-9038
愛知県	愛知県発達障害者支援センター「あいゆう」	〒480-0382 愛知県春日井市神屋町713-8	0568-88-0811(内2222)
三重県	三重県自閉症・発達障害支援センター	〒514-0818 三重県津市城山1-12-3	059-234-6527
	自閉症総合援助センターあさけ学園	〒510-1326 三重県三重郡菟野町杉谷1573	0593-94-3412
	れんげの里	〒519-2703 三重県度会郡大紀町滝原1195-1	0598-86-3911
滋賀県	滋賀県発達障害者支援センター「いぶき」	〒521-0016 滋賀県米原市下多良2-47 平和堂米原店3階	0749-52-3974
京都府	京都府発達障害者支援センター「はばたき」	〒610-0331 京都府京田辺市田辺茂ヶ谷186-1 京都府立こども発達支援センター内	0774-68-0645
大阪府	大阪府発達障害者支援センター「アクトおおさか」	〒532-0023 大阪府大阪市淀川区十三東3-18-12 イトビル1階	06-8100-3003
兵庫県	ひょうご発達障害者支援センター「クローバー」	〒671-0122 兵庫県高砂市北浜町北総519	079-254-3601
	加西プラナチ	〒675-2202 兵庫県加西市野桑86-93	0790-48-4561
	芦屋プラナチ	〒659-0015 兵庫県芦屋市楠町16-5	0797-22-5025
奈良県	奈良県発達障害者支援センター「でいあ〜」	〒630-8424 奈良県奈良市古市町1-2 奈良仔鹿園内	0742-82-7746
和歌山県	和歌山県発達障害者支援センター「ボリス」	〒641-0044 和歌山県和歌山市今福3-5-41 愛徳医療福祉センター内	073-413-3200
鳥取県	『エール』鳥取県自閉症・発達障害支援センター	〒682-0854 鳥取県倉吉市みどり町3564-1 管成学園内	0858-22-7208
島根県	島根県東部発達障害者支援センター「ウィッシュ」	〒699-0822 島根県出雲市神西沖町2534-2	0853-43-2252
	島根県西部発達障害者支援センター「ウインド」	〒697-0005 島根県浜田市上府町イ2589	0855-28-0208
岡山県	おかやま発達障害者支援センター	〒703-8555 岡山県岡山市祇園地先	086-275-9277
	県北支所	〒708-8510 岡山県津山市田町31 津山教育事務所内	086-822-17171
広島県	広島県発達障害者支援センター	〒739-0133 広島県東広島市八本松町米満461	082-497-0131
山口県	山口県発達障害者支援センター	〒753-0302 山口県山口市仁保中郷50	083-929-5012
徳島県	徳島県発達障害者支援センター	〒779-3124 徳島県徳島市国府町中360-1	088-642-4000
香川県	香川県発達障害者支援センター「アルプスカガわ」	〒761-8057 香川県高松市田村町1114	087-866-6001
愛媛県	愛媛県発達障害者支援センター	〒791-0212 愛媛県東温市田窪2135 愛媛県立子ども療育センター内	089-955-5532
高知県	高知県立療育福祉センター発達支援部	〒780-8081 高知県高知市若草町10-5	088-844-1247
福岡県	福岡県発達障害者支援センター「ゆう・もあ」	〒825-0004 福岡県田川市大字夏吉4205-7	0947-46-9505
	福岡県発達障害者支援センター「あおぞら」	〒834-0122 福岡県八女郡広川町一築1357	0942-52-3455
佐賀県	佐賀県発達障害者支援センター「結」	〒841-0073 佐賀県鳥栖市江島町字西谷3300-1	0942-81-5728
長崎県	長崎県発達障害者支援センター「しおさい」	〒854-0071 長崎県諫早市永昌東町24-3	0957-22-1802
熊本県	熊本県発達障害者支援センター「わっふる」	〒869-1217 熊本県菊池郡大津町森54-2	096-293-8189
大分県	大分県発達障害者支援センター「イコール」	〒879-7304 大分県豊後大野市犬飼町大妻2149-1	097-586-8080
宮崎県	宮崎県中央発達障害者支援センター	〒889-1601 宮崎県宮崎郡清武町大字木原4257-7 ひまわり学園内	0985-85-7660
	宮崎県延岡発達障害者支援センター	〒889-0514 宮崎県延岡市梅津町3427-4	0982-23-8560
	宮崎県都城発達障害者支援センター	〒885-0094 宮崎県都城市都原町7171	0985-22-2833
鹿児島県	鹿児島県発達障害者支援センター	〒891-0175 鹿児島県鹿儿島市桜ヶ丘6-12 鹿児島県児童総合相談センター内	099-264-3720
沖縄県	沖縄県発達障害者支援センター	〒904-2205 沖縄県うるま市栄野比939	098-972-5515

都道府県 指定都市	名 称	所 在 地	電話番号
札幌市	札幌市自閉症・発達障がい支援センター「おがる」	〒007-0820 北海道札幌市東区東雁来町207	011-790-1616
仙台市	仙台市発達相談支援センター「アーテル」	〒981-3133 宮城県仙台市泉区泉中央2-24-1	022-375-0110
千葉市	千葉市発達障害者支援センター	〒261-0003 千葉県千葉市美浜区高浜4-8-3	043-303-6088
横浜市	横浜市発達障害者支援センター	〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町3-35-8タクエー横浜西口第2ビル7F	045-949-3744
川崎市	川崎市発達相談支援センター	〒210-0006 神奈川県川崎市川崎区砂子1-7-5 タカシゲビル3階	044-233-3304
静岡市	静岡市発達障害者支援センター	〒422-8006 静岡県静岡市駿河区曲金5-3-30	054-285-1124
浜松市	浜松市発達相談支援センター「ルビロ」	〒432-8023 静岡県浜松市中区鶴江2-11-1	053-459-2721
名古屋市	名古屋市発達障害者支援センター「りんくす名古屋」	〒466-0827 愛知県名古屋市昭和区川名山町6-4	052-832-6172
京都市	京都市発達障害者支援センター「かがやき」	〒602-8144 京都府京都市上京区丸太町通黒門東入薬屋町536-1	075-841-0375
大阪市	大阪市発達障害者支援センター「エルムおおさか」	〒547-0026 大阪府大阪市平野区喜連西6-2-55	06-6797-8931
堺市	堺市発達障害者支援センター	〒593-8301 大阪府堺市西区上野芝町2-4-1 堺市立北こどもリハビリテーションセンター内	072-276-7011
神戸市	神戸市こども家庭センター発達障害ネットワーク推進室	〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-3-1	078-382-2760
広島市	広島市発達障害者支援センター	〒732-0052 広島県広島市東区光町2-15-55	082-588-7328
北九州市	北九州市発達障害者支援センター「つばさ」	〒802-0803 福岡県北九州市小倉南区香ヶ丘10-2	093-922-5523
福岡市	福岡市発達障がい者支援センター「ゆうゆうセンター」	〒810-0065 福岡県福岡市中央区地行浜2-1-6	092-845-0040

自治体別指摘事項一覧

精神保健福祉法関係 6-1

都道府県別	指摘事項	施設・指導の状況												医療・保護の状況									
		利用状況等		精神科病院の状況		実地指導				その他				措置入院(診察・届出・審査・確認)									
		①年間利用率105%超過施設	②年間利用率100%超過施設	③月別利用率100%超過施設	④指定時基準不適合	⑤医療従事者の不足	⑥常勤指定医の不足	⑦指定期限及び指定病床数の運用不適切	⑧病院の実施設数不十分	⑨精神保健指定医の同行がない	⑩指導人指摘等Vが不十分	⑪指摘方法が不十分	⑫改善状況の確認が不十分	⑬県立病院が未設置	⑭医療従事者の不足等A指定病院以外V	計	①指定医の診察・選定等不適切	②申請書受理後の調査等遅延	③調査不十分で未診察	④指定医が自傷他害がないと診断したが措置不要と処理	⑤指定医が自傷他害があると診断したが措置不要と処理	⑥措置患者の入院先の不適A診察指定医の病院V	⑦実地審査を年1回実施していない
北海道		○	○		○	○			○	○			○	7								○	
青森県			○	○	○	○							○	4									○
岩手県		○	○	○	○				○				○	5	○								
宮城県			○	○	○	○	○						○	5									○
秋田県			○	○	○	○			○				○	5									○
山形県		○			○				○				○	4									
福島県					○								○	1									○
茨城県					○	○							○	3									
栃木県									○					1									○
群馬県														0									○
埼玉県						○								1									○
千葉県									○	○				0								○	○
東京都									○	○				2								○	○
神奈川県			○							○			○	3									○
新潟県		○	○	○	○				○					4									○
富山県			○						○				○	3									○
石川県														0									
福井県									○					1									
山梨県					○				○					2									○
長野県			○		○	○	○			○			○	6									○
岐阜県					○					○				2									○
静岡県					○	○			○	○				4									○
愛知県			○		○									2									
三重県														0							○		
滋賀県						○								1	○								○
京都府										○				1									○
大阪府									○					1								○	○
兵庫県														0									
奈良県						○								1									
和歌山県														0									○
鳥取県										○			○	2									○
島根県			○							○			○	3									
岡山県										○			○	1									○

自治体別指摘事項一覧

精神保健福祉法関係 6-2

指摘事項	施設・指導の状況														医療・保護の状況								
	利用状況等			精神科病院の状況			実地指導					その他			措置入院(診察・届出・審査・確認)								
	①年間利用率105%超過施設	②年間利用率100%超過施設	③月別利用率100%超過施設	④指定時基準不適合	⑤医療従事者の不足	⑥常勤指定医の不足	⑦指定期限及び指定病床数の運用不適切	⑧病院の実施数不十分	⑨精神保健指定医の同行がない	⑩指導人指摘等Vが不十分	⑪指摘方法が不十分	⑫改善状況の確認が不十分	⑬県立病院が未設置	⑭医療従事者の不足等A指定病院以外V	計	①指定医の診察・選定等不適切	②申請書受理後の調査等遅延	③調査不十分で未診察	④指定医が自傷他害がないと診断したが措置不要と処理	⑤指定医が自傷他害があると診断したが措置不要と処理	⑥措置患者の入院先の不適A診察指定医の病院V	⑦実地審査を年1回実施していない	⑧新規措置者の入院3か月後の実地審査が非実施
広島県				○	○				○				○	4									○
山口県			○	○	○									3									○
徳島県	○	○		○										3									○
香川県														0									○
愛媛県					○								○	2									○
高知県	○												○	2									○
福岡県			○										○	1									○
佐賀県			○										○	2									○
長崎県					○	○								2									○
熊本県						○				○				2									○
大分県	○	○								○				3									○
宮崎県			○		○					○				3									○
鹿児島県	○	○	○	○						○			○	5						○			○
沖縄県			○										○	2									○
札幌市			○		○					○				3									○
仙台市										○				1									
さいたま市														0									
千葉市										○				1									○
横浜市			○		○									2									
川崎市										○				1									○
新潟市	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	/	/	/	/	/	/	/	/	
静岡市	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○	/	/	/	1	/	/	/	/	/	/	/	○	
浜松市	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	/	/	/	/	/	/	/	/	
名古屋市	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	/	/	/	/	/	/	/	/	
京都市	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	/	/	/	/	/	/	/	○	
大阪市	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	/	/	/	/	/	/	/	/	
堺市	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	/	/	/	/	/	/	/	/	
神戸市	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	/	/	/	/	/	/	/	/	
広島市	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	/	/	/	/	/	/	/	/	
北九州市			○											1									
福岡市														0									○
指摘件数	0	8	22	1	23	13	1	2	3	25	3	0	0	18	119	2	0	0	0	0	3	2	41
指摘自治体数															47								

都道府県別	指摘事項	公 費 負 担					社会復帰施設				そ の 他							合 計	
		① 通院医療費のそ及承認がある	② 医療費申請受理から1か月以内に決定が行われていない	③ 扶養義務者・所得税額の把握不十分	④ 費用徴収額の認定入再認定Vが行われていない	⑤ レセプト等の審査点検が不十分	① 施設の設置が不十分	② 指導監督実施状況が不十分	③ 施設利用状況報告書未提出	④ 要領不十分入指摘基準未整備V	① 地方精神保健福祉審議会総合部会非開催	② 手帳交付事務が不適切	③ 社会適応訓練事業協議会未設置・非開催	④ 精神保健福祉相談員未配置	⑤ 自由入院という独自の入院形態で入院させていた	⑥ 退院等請求の処理が不適切	⑦ 病床の算定が不適切		計
																			計
北海道					0		◎		1	◎							1	12	
青森県					0				0	◎							1	9	
岩手県					0				0								0	7	
宮城県					0	◎	◎		2								0	8	
秋田県					0				0	◎						◎	2	9	
山形県					0				0								0	6	
福島県					0		◎		1	◎							1	7	
茨城県				◎	1				0								0	5	
栃木県				◎	1				0								0	5	
群馬県				◎	1				0								0	4	
埼玉県					0				0								0	4	
千葉県				◎	1				0	◎							1	10	
東京都		◎			1				0								0	8	
神奈川県		◎			1	◎	◎		2	◎							1	13	
新潟県					0		◎		1								0	7	
富山県					0				0								0	6	
石川県					0				0								0	3	
福井県				◎	1				0								0	3	
山梨県				◎	1				0	◎							1	8	
長野県		◎		◎	2				0	◎							1	11	
岐阜県					0				0								0	8	
静岡県		◎			1				0	◎							1	9	
愛知県					0				0								0	3	
三重県					0		◎		1								0	5	
滋賀県		◎		◎	2	◎			1	◎							1	9	
京都府					0		◎		1								0	7	
大阪府				◎	1				0								0	7	
兵庫県		◎			1				0	◎							1	3	
奈良県				◎	1				0								0	3	
和歌山県					0		◎		1								0	3	
鳥取県		◎		◎	2		◎		1								0	8	
島根県				◎	1		◎		1								0	8	
岡山県				◎	1		◎		1								0	7	

自治体別指摘事項一覧

精神保健福祉法関係 6-6

都道府県別	指摘事項	公費負担					社会復帰施設				その他							合計	
		① 通院医療費のそ及承認がある	② 医療費申請受理から1か月以内に決定が行われていない	③ 扶養義務者・所得税額の把握不十分	④ 費用徴収額の認定入再認定Vが行われていない	⑤ レセプト等の審査点検が不十分	① 施設の設置が不十分	② 指導監督実施状況が不十分	③ 施設利用状況報告書未提出	④ 要領不十分入指摘基準未整備V	① 地方精神保健福祉審議会総合部会非開催	② 手帳交付事務が不適切	③ 社会適応訓練事業協議会未設置・非開催	④ 精神保健福祉相談員未配置	⑤ 自由入院という独自の入院形態で入院させていた	⑥ 退院等請求の処理が不適切	⑦ 病床の算定が不適切		計
																			計
広島県				◎	1	◎			1								0	9	
山口県					0				0								0	6	
徳島県					0				0								0	7	
香川県					0				0								0	3	
愛媛県				◎	1				0	◎							1	5	
高知県					0	◎			1	◎							1	6	
福岡県		◎			1				0	◎							1	7	
佐賀県				◎	1				0								0	5	
長崎県				◎	1				0								0	6	
熊本県				◎	◎	2			0								0	7	
大分県		◎			1	◎	◎		2	◎							1	12	
宮崎県				◎	1	◎			1	◎							1	10	
鹿児島県					0				0								0	10	
沖縄県				◎	1				0	◎							1	8	
札幌市				◎	1	◎			1								0	8	
仙台市				◎	1				0								0	3	
さいたま市					0				0								0	1	
千葉市				◎	1		◎		1								0	6	
横浜市				◎	◎	2			0								0	6	
川崎市				◎	◎	2	◎		1								0	10	
新潟市																			
静岡市					0				0								0	5	
浜松市																			
名古屋市					0				0								0	2	
京都市					0	◎			1								0	4	
大阪市				◎	◎	2	◎	◎	2								0	5	
堺市																			
神戸市				◎	1				0								0	3	
広島市		◎			1				0	◎							1	5	
北九州市				◎	1				0								0	6	
福岡市				◎	1				0								0	4	
指摘件数	0	10	0	4	29	43	0	17	8	0	25	0	18	0	0	0	1	19	394
指摘自治体数						36				20							18		61

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions.

2. The second part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions.

8. 精神医療審査会関係資料

(1) 都道府県別精神医療審査会の審査状況

(平成19年度)

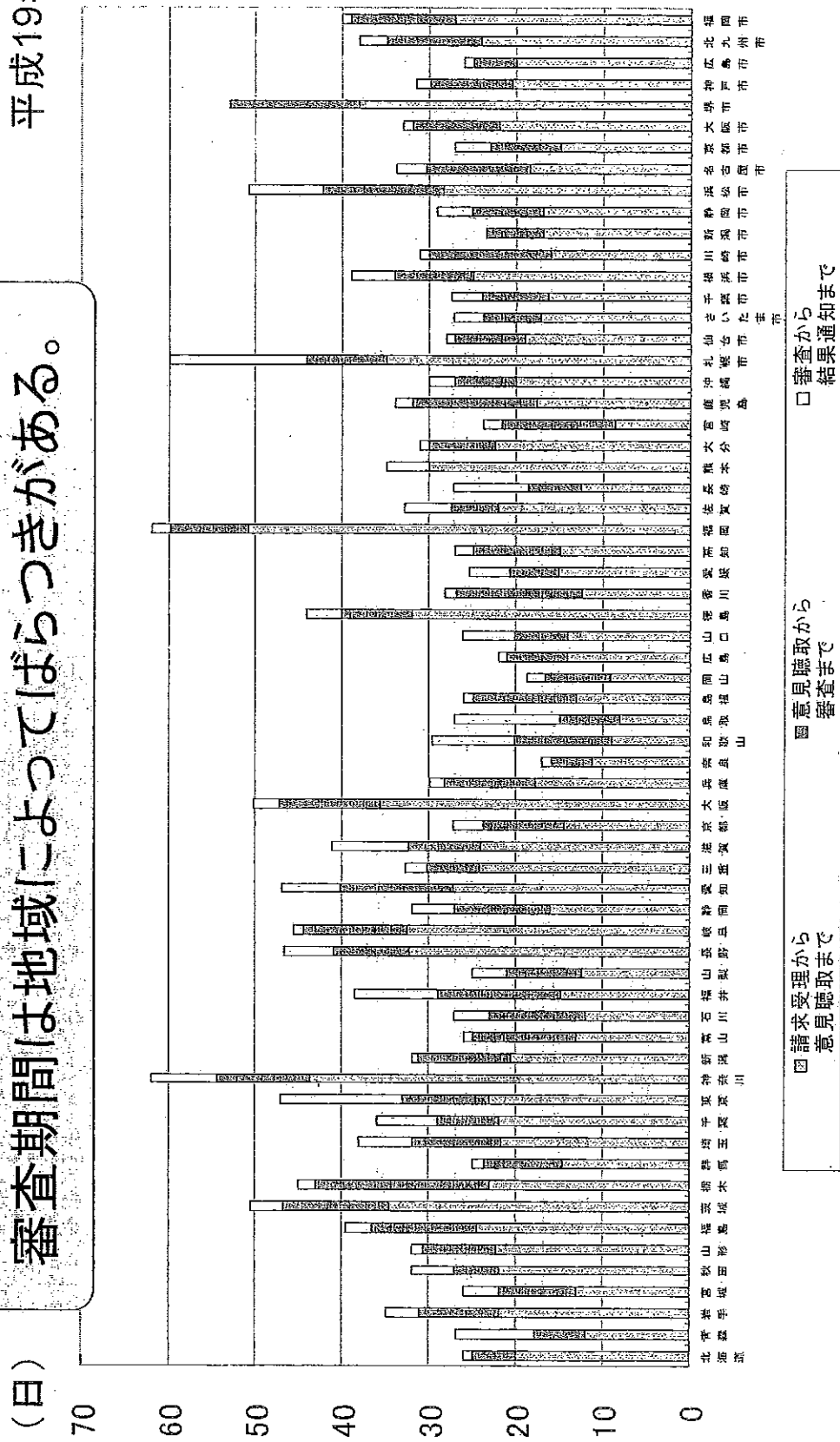
	定期報告(医療保護入院)			定期報告(措置入院)			退院請求		処遇改善請求	
	審査件数	審査結果		審査件数	審査結果		審査件数	審査結果	審査件数	審査結果
		他の入院形態への移行が適当	入院継続不要		他の入院形態への移行が適当	入院継続不要				
北海道	1,819	0	0	61	6	0	22	0	0	0
青森県	936	0	0	30	0	0	24	0	1	1
岩手県	463	0	0	49	0	0	10	0	1	2
宮城県	814	1	0	14	0	0	13	0	0	0
秋田県	1,092	0	0	20	0	0	32	3	3	2
山形県	900	0	0	30	0	0	14	0	1	1
福島県	1,940	0	0	35	0	0	27	0	0	0
茨城県	1,503	0	0	58	0	0	12	0	0	0
栃木県	1,457	0	0	114	0	0	2	0	0	0
群馬県	1,507	0	0	12	0	0	56	0	1	1
埼玉県	4,824	0	0	144	0	0	45	1	2	3
千葉県	3,945	0	0	106	0	0	87	2	0	0
東京都	4,598	0	0	124	0	0	111	4	1	1
神奈川県	2,821	0	0	23	0	0	19	0	5	3
新潟県	1,580	0	0	0	0	0	36	0	13	12
富山県	1,414	1	0	36	0	0	17	0	2	2
石川県	1,151	0	0	21	0	0	17	0	5	5
福井県	464	0	0	17	0	0	3	0	1	1
山梨県	710	0	0	28	0	0	16	1	0	0
長野県	919	0	0	90	0	0	44	0	3	3
岐阜県	951	0	0	36	0	0	22	0	1	0
静岡県	973	0	0	21	0	0	33	0	1	1
愛知県	1,570	1	0	87	0	0	50	1	5	4
三重県	1,145	0	0	9	0	0	37	0	0	0
滋賀県	712	0	0	16	0	0	18	0	0	0
京都府	707	0	0	9	0	0	57	0	3	3
大阪府	4,423	0	0	46	0	0	231	16	54	25
兵庫県	1,959	0	0	40	0	0	37	1	16	14
奈良県	915	0	0	12	0	0	32	6	6	5
和歌山県	622	0	0	6	4	0	16	0	0	0
鳥取県	610	0	0	31	0	0	19	0	0	1
島根県	838	0	0	13	1	0	35	0	0	0
岡山県	1,826	1	0	61	0	0	78	6	9	8
広島県	1,729	0	0	105	0	0	34	3	1	1
山口県	2,140	0	0	30	0	0	58	0	18	18
徳島県	545	0	0	50	0	0	20	6	2	1
香川県	333	0	0	15	0	0	44	0	0	0
愛媛県	1,375	0	0	56	0	0	29	0	5	4
高知県	932	0	0	18	0	0	21	0	1	1
福岡県	3,126	0	0	140	0	0	138	24	7	6
佐賀県	1,138	0	0	82	0	0	28	0	0	0
長崎県	1,210	0	0	49	0	0	51	3	16	13
熊本県	2,374	0	0	127	1	0	32	0	3	3
大分県	1,561	0	0	56	0	0	19	0	0	0
宮崎県	829	0	0	3	0	0	9	0	3	3
鹿児島県	2,051	0	0	109	0	0	59	0	12	12
沖縄県	969	0	0	67	0	0	33	2	2	2
札幌市	1,985	0	0	38	0	0	20	1	1	1
仙台市	749	0	0	5	0	0	9	0	0	0
さいたま市	403	0	0	8	0	0	20	1	1	1
千葉市	379	0	0	9	0	0	30	0	1	1
横浜市	1,725	0	0	12	0	0	60	1	6	6
川崎市	405	0	0	13	0	0	18	0	1	1
新潟市	1,324	0	0	9	0	0	24	0	14	14
静岡市	137	0	0	3	0	0	25	2	2	1
浜松市	427	0	0	4	0	0	13	2	0	0
名古屋市	1,116	0	0	96	0	0	38	0	4	5
京都市	934	0	0	23	0	0	32	0	5	5
大阪市	1	0	0	33	0	0	1	0	0	0
堺市	839	0	0	3	0	0	27	2	7	3
神戸市	972	0	0	5	0	0	19	0	0	0
広島市	766	0	0	49	0	0	35	0	1	1
北九州市	643	0	0	45	0	0	19	0	5	5
福岡市	840	0	0	57	0	0	51	3	3	3
合計	86,066	4	1	2,718	12	0	2,288	91	256	209

資料: 衛生行政報告例

(2) 退院等請求平均審査期間 (都道府県・指定都市順)

審査期間は地域によつてばらつきがある。

平成19年度



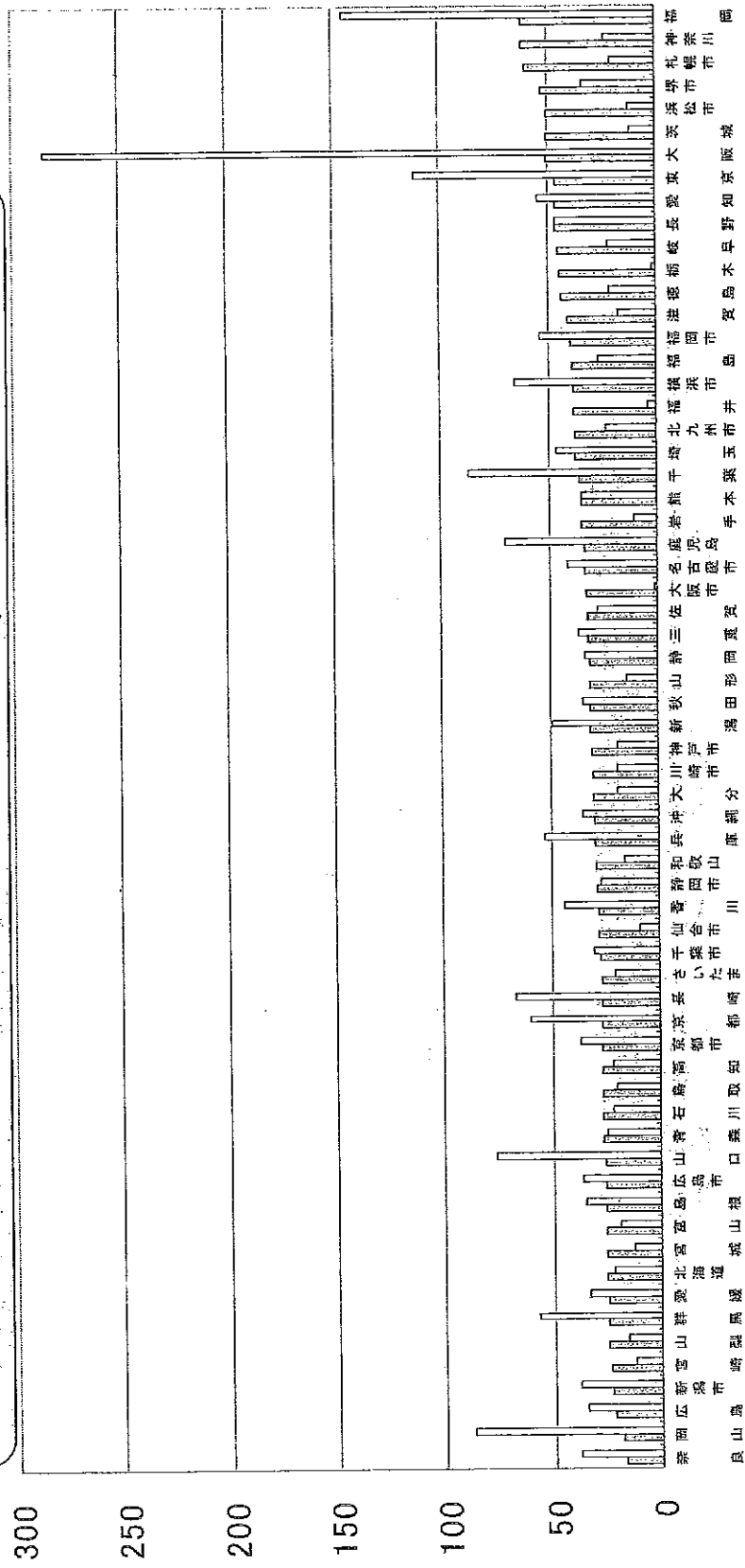
資料：精神・障害保健課調

(3) 退院等請求平均審査期間と審査件数

審査件数が多いからと言って、審査期間が長いわけではない。
 審査期間の短縮は、各自治体の努力次第。

日/件

平成19年度



退院等請求平均審査期間と退院等請求審査件数

資料：審査期間は精神・障害保健課調、審査件数は衛生行政報告例

ウ 精神医療審査会の委員数の変化

平成19年10月1日現在

平成20年10月1日現在

増減

	平成19年10月1日現在				平成20年10月1日現在				増減			
	精神障害者の医療に関し学識経験を有する者	法律に関し学識経験を有する者	その他の学識経験を有する者	合計	精神障害者の医療に関し学識経験を有する者	法律に関し学識経験を有する者	その他の学識経験を有する者	合計	精神障害者の医療に関し学識経験を有する者	法律に関し学識経験を有する者	その他の学識経験を有する者	合計
北海道	9	3	3	15	9	3	3	15	0	0	0	0
青森	9	3	3	15	9	3	3	15	0	0	0	0
岩手	9	4	3	16	9	4	3	16	0	0	0	0
宮城	9	4	3	16	9	4	3	16	0	0	0	0
秋田	12	4	4	20	12	4	4	20	0	0	0	0
山形	9	4	4	17	10	4	4	18	1	0	0	1
福島	6	4	4	14	6	4	4	14	0	0	0	0
茨城	7	5	3	15	7	5	3	15	0	0	0	0
栃木	9	3	3	15	9	3	3	15	0	0	0	0
群馬	15	4	5	24	15	4	5	24	0	0	0	0
埼玉	12	4	4	20	12	4	4	20	0	0	0	0
千葉	12	4	4	20	11	4	5	20	-1	0	1	0
東京	19	7	6	32	19	7	6	32	0	0	0	0
神奈川	9	3	3	15	9	3	3	15	0	0	0	0
新潟	12	4	4	20	12	4	4	20	0	0	0	0
富山	8	5	2	15	8	5	2	15	0	0	0	0
石川	6	2	2	10	6	2	2	10	0	0	0	0
福井	9	3	3	15	9	3	3	15	0	0	0	0
山梨	9	3	3	15	9	3	3	15	0	0	0	0
長野	9	3	3	15	9	3	3	15	0	0	0	0
岐阜	9	3	3	15	9	3	3	15	0	0	0	0
静岡	9	6	6	21	9	6	6	21	0	0	0	0
愛知	12	4	4	20	12	4	4	20	0	0	0	0
三重	12	3	3	18	12	3	3	18	0	0	0	0
滋賀	14	5	5	24	13	5	6	24	-1	0	1	0
京都	9	3	3	15	9	3	3	15	0	0	0	0
大阪	15	5	5	25	24	8	8	40	9	3	3	15
兵庫	12	4	4	20	12	4	4	20	0	0	0	0
奈良	12	4	4	20	12	4	4	20	0	0	0	0
和歌山	11	3	6	20	11	3	6	20	0	0	0	0
鳥取	5	3	4	12	6	3	4	13	1	0	0	1
島根	11	3	6	20	11	3	6	20	0	0	0	0
岡山	12	4	4	20	12	4	4	20	0	0	0	0
広島	12	4	4	20	12	4	4	20	0	0	0	0
山口	9	3	3	15	9	4	3	16	0	1	0	1
徳島	8	2	2	12	8	2	2	12	0	0	0	0
香川	9	5	5	19	9	5	5	19	0	0	0	0
愛媛	13	2	4	19	16	2	4	22	3	0	0	3
高知	10	4	7	21	10	4	7	21	0	0	0	0
福岡	12	4	4	20	12	4	4	20	0	0	0	0
佐賀	6	4	5	15	6	4	5	15	0	0	0	0
長崎	13	4	4	21	13	4	4	21	0	0	0	0
熊本	7	5	5	17	7	5	5	17	0	0	0	0
大分	9	3	3	15	9	3	3	15	0	0	0	0
宮崎	8	4	3	15	8	4	3	15	0	0	0	0
鹿児島	11	4	5	20	11	4	5	20	0	0	0	0
沖縄	6	4	4	14	6	4	4	14	0	0	0	0
札幌市	5	3	3	11	5	3	3	11	0	0	0	0
仙台市	9	3	3	15	9	3	3	15	0	0	0	0
さいたま市	7	2	2	11	7	2	2	11	0	0	0	0
千葉市	9	3	3	15	9	3	3	15	0	0	0	0
横浜市	9	4	3	16	9	4	3	16	0	0	0	0
川崎市	6	2	2	10	6	2	2	10	0	0	0	0
新潟市	6	3	2	11	6	3	3	12	0	0	1	1
静岡市	9	5	4	18	9	5	4	18	0	0	0	0
浜松市	6	3	6	15	6	3	6	15	0	0	0	0
名古屋市	12	4	4	20	12	4	4	20	0	0	0	0
京都市	8	4	4	16	8	4	4	16	0	0	0	0
大阪市	6	2	2	10	6	2	2	10	0	0	0	0
堺市	6	2	2	10	5	2	3	10	0	0	0	0
神戸市	9	3	3	15	9	3	3	15	0	0	0	0
広島市	12	4	4	20	12	4	4	20	0	0	0	0
北九州市	6	3	3	12	6	3	3	12	0	0	0	0
福岡市	9	5	4	18	9	5	4	18	0	0	0	0
全国平均	9.5	3.6	3.7	16.9	9.7	3.7	3.8	17.2	0.2	0.1	0.1	0.3

資料：精神・障害保健課調

注)全国平均は、縦計を都道府県数で除し少数第2位を四捨五入しているため、合計や増減が一致しないことがある。

(2) 開設者別精神科病院数及び精神病床数の年次推移

(各年6月30日現在)

年次	総数		国 公 立										その他 (法人・個人)	
	病院数	病床数	国		都道府県		市町村		公的医療機関		計		病院数	病床数
			病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数		
昭和45年	1,364	242,022	63	7,428	64	16,028	81	7,828	47	5,268	255	36,552	1,109	205,470
50	1,454	275,468	70	8,606	66	16,727	83	8,141	50	5,975	269	39,449	1,185	236,019
55	1,521	304,469	79	8,984	68	17,220	84	8,045	50	5,857	281	40,106	1,240	264,363
56	1,546	311,901	82	9,140	70	17,248	84	8,177	50	5,843	286	40,408	1,260	271,493
57	1,570	318,186	84	9,180	70	17,082	84	8,248	50	5,843	288	40,353	1,282	277,833
58	1,585	324,004	87	9,267	71	17,108	84	8,131	50	5,876	292	40,382	1,293	283,822
59	1,597	329,806	89	9,256	73	16,961	83	8,044	50	5,906	295	40,167	1,302	289,639
60	1,604	333,570	89	9,240	74	17,006	83	8,135	50	5,882	296	40,263	1,308	293,307
61	1,610	339,161	91	9,306	75	17,179	81	7,950	50	5,973	297	40,408	1,313	298,753
62	1,627	345,494	91	9,327	75	17,143	81	7,981	51	6,033	298	40,484	1,329	305,010
63	1,641	351,358	91	9,276	76	17,138	82	8,043	51	6,033	300	40,490	1,341	310,868
平成元年	1,648	355,089	91	9,284	77	17,112	83	8,101	51	6,073	302	40,570	1,346	314,519
2	1,655	358,251	91	9,304	78	17,275	83	8,151	51	5,952	303	40,682	1,352	317,569
3	1,660	360,303	92	9,344	77	17,224	83	8,151	51	5,915	303	40,634	1,357	319,669
4	1,663	361,830	92	9,344	78	17,274	83	8,231	52	5,985	305	40,834	1,358	320,996
5	1,672	363,010	92	9,332	78	17,274	82	8,128	53	6,075	305	40,809	1,367	322,201
6	1,672	362,692	92	9,332	78	17,210	82	8,134	53	6,049	305	40,725	1,367	321,967
7	1,671	362,154	93	9,324	79	17,206	82	8,079	53	5,762	307	40,371	1,364	321,783
8	1,667	361,053	93	9,347	80	17,227	82	8,083	52	5,685	307	40,342	1,360	320,711
9	1,669	360,432	93	9,357	82	17,392	82	8,048	59	5,971	316	40,768	1,353	319,664
10	1,670	359,563	94	9,332	82	17,338	82	7,950	50	5,514	308	40,134	1,362	319,429
11	1,670	358,609	94	9,207	83	17,207	82	7,870	49	5,432	308	39,716	1,362	318,893
12	1,673	358,597	93	9,075	85	17,259	82	7,879	49	5,239	309	39,452	1,364	319,145
13	1,669	357,388	94	9,081	87	17,091	78	7,657	49	5,116	308	38,945	1,361	318,443
14	1,670	356,621	93	9,071	88	17,144	77	7,550	49	4,985	307	38,750	1,363	317,871
15	1,667	355,269	93	9,059	87	16,747	76	7,503	48	4,753	304	38,062	1,363	317,207
16	1,671	354,923	92	8,711	86	16,431	76	7,446	47	4,596	301	37,184	1,370	317,739
17	1,671	354,313	91	8,577	84	15,851	74	7,200	46	4,456	295	36,084	1,376	318,229
18	1,668	352,721	91	8,552	80	15,122	70	6,952	44	4,344	285	34,970	1,383	317,751
19	1,671	351,762	89	8,402	78	14,902	71	6,659	45	4,264	283	34,227	1,388	317,535

資料：病院報告

(3) 精神障害者申請・通報・届出及び処理状況の年次推移

年次	申請・通報・届出件数						総計	調査により診察の必要がないと認められた者	診察を受けた者		
	一般からの申請	警察官からの通報	検察官からの通報	保護観察所の長からの通報	矯正施設からの通報	精神科病院の管理者からの届出			精神障害者		精神障害者でなかった者
									法第29条該当症状の者	法第29条該当症状でなかった者	
昭和45年	17,163	5,981	997	125	487	908	25,661	1,766	16,820	6,625	76
50	9,084	5,107	1,156	38	364	720	16,469	1,930	9,383	4,617	126
55	3,525	4,152	1,137	30	341	371	9,556	1,956	4,791	2,433	82
56	3,036	4,150	1,126	32	328	292	8,964	2,277	4,110	2,452	66
57	2,213	4,394	1,169	30	327	257	8,390	2,405	3,438	2,376	69
58	2,056	3,761	1,100	24	279	260	7,480	2,007	3,293	2,030	62
59	1,744	3,611	1,090	26	250	231	6,952	1,977	3,060	1,851	54
60	1,336	3,510	1,190	16	263	165	6,480	1,990	2,727	1,715	45
61	1,125	3,485	1,007	14	264	145	6,040	2,037	2,313	1,639	43
62	790	3,270	1,077	18	234	91	5,480	1,905	1,947	1,582	44
63	740	3,644	1,100	13	276	91	5,864	1,913	2,239	1,629	48
平成元年	734	3,511	1,071	26	295	65	5,702	1,850	2,246	1,624	-
2	581	3,665	1,058	12	278	52	5,646	1,902	2,164	1,586	-
3	533	3,581	1,026	19	246	55	5,460	1,745	2,283	1,421	-
4	458	3,710	1,029	16	277	54	5,544	1,655	2,530	1,370	-
5	463	3,788	1,077	13	253	48	5,642	1,769	2,643	1,257	-
6	501	3,859	1,096	12	230	60	5,758	1,721	2,732	1,230	-
7	394	4,202	1,031	10	231	61	5,929	1,612	3,074	1,196	-
8	470	4,547	1,080	14	257	49	6,417	1,815	3,430	1,156	-
9	386	4,827	1,028	13	237	49	6,540	2,004	3,358	1,164	-
10	414	4,707	977	11	311	52	6,472	2,126	3,240	1,091	-
11	434	5,245	951	14	325	45	7,014	2,323	3,497	1,177	-
12	511	7,557	1,075	7	397	44	9,591	3,402	4,546	1,641	-
13	480	8,012	1,041	9	495	60	10,097	3,716	4,497	1,875	-
14	563	8,487	1,096	10	852	45	11,053	4,252	4,792	2,009	-
15	526	8,876	1,055	16	1,266	37	11,776	4,768	4,965	2,028	-
16	405	10,527	1,150	17	1,562	29	13,690	6,470	5,038	2,175	-
17	355	10,386	985	25	1,909	27	13,687	6,728	4,904	2,081	-
18	374	11,731	1,092	8	2,217	29	15,451	8,002	5,273	2,059	-
19	373	11,698	1,134	20	2,120	30	15,375	7,924	5,407	2,026	-

資料：衛生行政報告例

(4) 都道府県別精神科病院数、精神病床数及び在院患者数等の状況

(平成18年6月30日現在)

	人口 千人 (19.3.31)	精神科 病院数	精神 病床数	人口万対 病床数	在院患者数		人口万対 在院患者数	措置 入院者数 B	人口万対 措置 入院者数	病床 利用率 (%)	措置率 B/A (%)
					A						
北海道	3,726	88	14,182	38.1	12,705	34.1	35	0.09	89.6	0.3	
青森	1,446	26	4,702	32.5	4,112	28.4	24	0.17	87.5	0.6	
岩手	1,378	22	4,830	35.1	4,384	31.8	28	0.20	90.8	0.6	
宮城	1,339	22	3,896	29.1	3,473	25.9	11	0.08	89.1	0.3	
秋田	1,144	27	4,352	38.0	3,938	34.4	16	0.14	90.5	0.4	
山形	1,204	20	3,767	31.3	3,334	27.7	15	0.12	88.5	0.4	
福島	2,089	36	7,735	37.0	6,716	32.1	29	0.14	86.8	0.4	
茨城	2,986	35	7,596	25.4	6,702	22.4	32	0.11	88.2	0.5	
栃木	2,006	28	5,303	26.4	4,717	23.5	53	0.26	88.9	1.1	
群馬	2,016	20	5,261	26.1	4,905	24.3	16	0.08	93.2	0.3	
埼玉	5,863	58	12,914	22.0	11,790	20.1	128	0.22	91.3	1.1	
千葉	5,148	48	11,766	22.9	10,798	21.0	67	0.13	91.8	0.6	
東京	12,362	116	24,992	20.2	22,089	17.9	218	0.18	88.4	1.0	
神奈川	3,862	32	7,335	19.0	6,515	16.9	37	0.10	88.8	0.6	
新潟	2,426	31	7,093	29.2	6,627	27.3	21	0.09	93.4	0.3	
富山	1,111	31	3,534	31.8	3,380	30.4	21	0.19	95.6	0.6	
石川	1,169	21	3,868	33.1	3,633	31.1	20	0.17	93.9	0.6	
福井	818	15	2,405	29.4	2,199	26.9	12	0.15	91.4	0.5	
山梨	676	11	2,514	28.7	2,256	25.8	10	0.11	89.7	0.4	
長野	2,185	33	5,293	24.2	4,813	22.0	65	0.30	90.9	1.4	
岐阜	2,100	20	4,810	20.5	3,972	18.9	21	0.10	92.2	0.5	
静岡	3,063	34	6,141	20.0	5,439	17.8	23	0.08	88.6	0.4	
愛知	4,991	39	8,719	17.5	8,206	16.4	55	0.11	94.1	0.7	
三重	1,857	18	4,969	26.8	4,595	24.7	18	0.10	92.5	0.4	
滋賀	1,372	12	2,365	17.2	2,104	15.3	12	0.09	89.0	0.6	
京都	1,173	10	2,606	22.2	2,421	20.6	7	0.06	92.9	0.3	
大阪	5,323	47	16,418	30.8	15,249	28.6	56	0.11	92.9	0.4	
兵庫	4,078	29	8,214	20.1	7,828	19.2	20	0.05	95.3	0.3	
奈良	1,425	10	2,957	20.8	2,435	17.1	8	0.06	82.3	0.3	
和歌山	1,054	13	2,427	23.0	2,196	20.8	6	0.06	90.5	0.3	
鳥取	607	13	2,076	34.2	1,880	31.0	15	0.25	90.6	0.8	
島根	739	18	2,602	35.2	2,398	32.4	16	0.22	92.2	0.7	
岡山	1,951	24	5,858	30.0	5,121	26.2	21	0.11	87.4	0.4	
広島	1,723	29	6,504	37.7	6,048	35.1	66	0.38	93.0	1.1	
山口	1,489	33	6,190	41.6	5,936	39.9	19	0.13	95.9	0.3	
徳島	812	19	4,071	50.1	3,732	46.0	28	0.34	91.7	0.8	
香川	1,023	21	3,977	38.9	3,558	34.8	7	0.07	89.5	0.2	
愛媛	1,480	24	5,209	35.2	4,656	31.5	44	0.30	89.4	0.9	
高知	792	23	3,878	49.0	3,409	43.0	13	0.16	87.9	0.4	
福岡	2,680	63	13,641	50.9	12,861	48.0	98	0.37	94.3	0.8	
佐賀	869	19	4,440	51.1	4,122	47.4	52	0.60	92.8	1.3	
長崎	1,482	38	8,138	54.9	7,455	50.3	40	0.27	91.6	0.5	
熊本	1,852	46	9,004	48.6	8,473	45.8	62	0.44	94.1	1.0	
大分	1,218	29	5,460	44.8	5,286	43.4	36	0.30	96.8	0.7	
宮崎	1,168	26	6,225	53.3	5,621	48.1	7	0.06	90.3	0.1	
鹿児島	1,752	51	9,982	57.0	9,495	54.2	78	0.45	95.1	0.8	
沖縄	1,388	25	5,620	40.5	5,228	37.7	47	0.34	93.0	0.9	
札幌市	1,874	37	7,316	39.0	6,887	36.8	24	0.13	94.1	0.3	
仙台市	1,001	15	2,372	23.7	1,989	19.9	5	0.05	83.9	0.3	
さいたま市	1,179	6	1,285	10.9	1,112	9.4	11	0.09	86.5	1.0	
千葉市	910	9	1,580	17.4	1,286	14.1	19	0.21	81.4	1.5	
横浜市	3,563	27	5,509	15.5	4,844	13.6	38	0.11	87.9	0.8	
川崎市	1,316	8	1,513	11.5	1,365	10.4	15	0.11	90.2	1.1	
静岡市	712	5	1,091	15.3	903	12.7	9	0.13	82.8	1.0	
名古屋	2,154	15	4,723	21.9	4,225	19.6	37	0.17	89.5	0.9	
京都市	1,390	13	3,910	28.1	3,579	25.7	3	0.02	91.5	0.1	
大阪市	2,510	5	235	0.9	157	0.6	1	0.00	66.8	0.6	
堺市	832	6	2,910	35.0	2,661	32.0	17	0.20	91.0	0.6	
神戸市	1,503	13	3,677	24.5	3,346	22.3	9	0.06	91.0	0.3	
広島市	1,145	14	3,000	26.2	2,842	24.8	66	0.58	94.7	2.3	
北九州市	987	19	4,184	42.4	3,788	38.4	23	0.23	90.5	0.6	
福岡市	1,364	23	4,077	29.9	3,839	28.1	31	0.23	94.2	0.8	
合計	127,055	1,668	352,721	27.8	321,633	25.3	2,064	0.16	91.2	0.6	
前年計	127,767	1,671	354,313	27.7	325,027	25.4	2,276	0.18	91.7	0.7	

資料:1 平成17年度の人口は国勢調査、平成18年度の人口は住民基本台帳人口による(総務庁統計局)。

2 精神科病院数、精神病床数及び在院患者数は病院報告による。

3 措置入院者数は国立精神・神経センター精神保健研究所、精神・障害保健課調べ。

(5)都道府県別・入院形態別実地審査状況①

平成19年度

	実地審査の実施件数					実地指導と同日に行った件数					審査の結果処遇改善命令				
	任意入院	措置入院	医療保護	応急入院	合計	任意入院	措置入院	医療保護	応急入院	合計	任意入院	措置入院	医療保護	応急入院	合計
北海道	83	30	205	0	318	83	28	205	0	316	0	0	0	0	0
青森	76	14	110	0	200	76	14	110	0	200	0	0	0	0	0
岩手	58	27	98	0	183	53	19	81	0	153	0	0	0	0	0
宮城	17	11	56	0	84	17	11	56	0	84	0	0	0	0	0
秋田	93	8	138	0	239	93	8	138	0	239	16	0	1	0	17
山形	80	21	416	0	517	80	21	416	0	517	0	0	0	0	0
福島	72	21	152	0	245	68	14	145	0	227	0	0	0	0	0
茨城	0	26	105	0	131	0	26	105	0	131	0	0	0	0	0
栃木	0	32	43	0	75	0	32	43	0	75	0	0	0	0	0
群馬	12	10	94	0	116	12	10	94	0	116	0	0	0	0	0
埼玉	76	51	79	0	206	76	49	79	0	204	0	0	0	0	0
千葉	7	35	49	0	91	7	35	49	0	91	0	0	0	0	0
東京	0	32	90	0	122	0	0	0	0	0	0	2	4	0	6
神奈川	24	16	120	0	160	19	10	93	0	122	0	0	0	0	0
新潟	0	9	218	0	227	0	9	218	0	227	0	0	0	0	0
富山	65	19	111	0	195	65	19	111	0	195	0	0	0	0	0
石川	35	14	48	0	97	35	9	48	0	92	4	1	0	0	5
福井	5	12	60	0	77	5	10	60	0	75	0	0	0	0	0
山梨	44	13	154	0	211	44	13	154	0	211	0	0	0	0	0
長野	67	61	63	0	191	67	54	63	0	184	0	0	0	0	0
岐阜	47	19	58	0	124	47	19	58	0	124	0	0	0	0	0
静岡	1	10	35	0	46	1	7	35	0	43	0	0	0	0	0
愛知	2	37	82	0	121	2	20	82	0	104	0	0	0	0	0
三重	44	15	106	0	165	44	15	106	0	165	0	0	0	0	0
滋賀	7	13	16	0	36	7	13	16	0	36	0	0	0	0	0
京都	0	4	18	0	22	0	4	18	0	22	0	0	0	0	0
大阪	0	4	64	0	68	0	0	64	0	64	0	0	0	0	0
兵庫	0	25	72	0	97	0	3	12	0	15	0	0	0	0	0
奈良	20	8	20	0	48	20	8	20	0	48	0	0	0	0	0
和歌山	14	6	29	0	49	14	5	29	0	48	0	0	0	0	0
鳥取	11	13	23	0	47	11	13	23	0	47	0	0	0	0	0
島根	0	7	14	0	21	0	0	14	0	14	0	0	0	0	0
岡山	13	20	45	0	78	13	20	45	0	78	5	6	1	0	12
広島	0	67	184	0	251	0	51	184	0	235	0	0	0	0	0
山口	14	17	70	0	101	14	17	70	0	101	0	0	0	0	0
徳島	18	26	50	0	94	18	26	50	0	94	0	0	0	0	0
香川	3	13	91	0	107	3	8	91	0	102	0	0	0	0	0
愛媛	70	36	104	0	210	70	27	104	0	201	0	0	0	0	0
高知	40	16	114	0	170	40	16	114	0	170	0	0	0	0	0
福岡	48	87	204	0	339	48	63	204	0	315	0	0	0	0	0
佐賀	19	42	149	0	210	19	42	149	0	210	0	0	0	0	0
長崎	66	19	38	0	123	66	11	38	0	115	0	0	0	0	0
熊本	16	57	65	0	138	16	53	65	0	134	0	0	0	0	0
大分	12	28	102	0	142	12	26	102	0	140	0	0	0	0	0
宮崎	0	3	25	0	28	0	3	25	0	28	0	0	0	0	0
鹿児島	113	54	252	0	419	113	54	252	0	419	0	0	0	0	0
沖縄	31	47	44	0	122	31	38	44	0	113	0	0	0	0	0
札幌市	18	15	109	0	142	18	15	109	0	142	0	0	0	0	0
仙台市	25	5	35	0	65	25	4	35	0	64	0	0	0	0	0
さいたま市	2	2	22	0	26	2	0	22	0	24	0	0	0	0	0
千葉市	0	6	24	0	30	0	6	24	0	30	0	0	0	0	0
横浜市	0	15	70	0	85	0	1	25	0	26	0	1	0	0	1
川崎市	0	9	19	0	28	0	5	19	0	24	0	0	0	0	0
新潟市	0	4	116	0	120	0	4	116	0	120	0	0	0	0	0
静岡市	1	4	14	0	19	1	4	14	0	19	0	0	0	0	0
浜松市	0	9	13	0	22	0	6	13	0	19	0	0	0	0	0
名古屋市	0	47	28	0	75	0	11	28	0	39	0	0	0	0	0
京都市	13	19	12	0	44	13	11	12	0	36	0	0	0	0	0
大阪市	0	23	0	0	23	6	1	4	0	11	0	0	0	0	0
堺市	4	2	18	0	24	4	2	18	0	24	0	0	0	0	0
神戸市	0	2	0	0	2	0	1	25	0	26	0	0	0	0	0
広島市	8	28	112	0	148	8	28	112	0	148	0	0	0	0	0
北九州市	0	28	28	0	56	0	14	28	0	42	0	0	0	0	0
福岡市	0	35	21	0	56	0	17	21	0	38	0	0	0	0	0
全国平均	23.3	22.0	80.1	0.0	125.4	23.2	16.9	76.7	0.0	116.8	0.4	0.2	0.1	0.0	0.6

資料：精神・障害保健課調

(5)都道府県別・入院形態別実地審査状況②

平成19年度

	審査の結果退院命令					精神医療審査会からの審査要請					精神医療審査会への情報伝達				
	任意 入院	措置 入院	医療 保護	応急 入院	合計	任意 入院	措置 入院	医療 保護	応急 入院	合計	任意 入院	措置 入院	医療 保護	応急 入院	合計
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	0	1	8	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0	1	8	0	9	5	6	1	0	12
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	2	3	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1
福岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	19	38	0	123
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	6	0	0	6	0	0	1	0	1	0	2	1	0	3
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1
仙台市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浜松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都市	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島市	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国平均	0.0	0.2	0.2	0.0	0.4	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2	1.1	0.4	0.7	0.0	2.2

(8) 平均残存率・退院率の推移

	平均残存率(1年未満群)										退院率(1年以上群)										
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
北海道	31.4%	30.6%	30.1%	30.3%	30.3%	28.9%	30.9%	26.1%	24.8%	23.9%	24.8%	22.4%	24.4%	32.0%	26.9%	25.9%	25.9%	26.6%	22.4%	29.6%	28.2%
青森	30.3%	28.2%	26.9%	27.6%	35.1%	27.3%	33.6%	25.9%	21.7%	15.1%	16.1%	26.6%	22.4%	28.2%	36.8%	28.3%	20.3%	18.8%	19.2%	25.8%	20.4%
岩手	38.7%	38.1%	36.8%	33.9%	33.0%	32.1%	32.4%	32.6%	19.7%	22.4%	20.9%	26.1%	18.9%	30.0%	31.2%	23.9%	22.4%	20.8%	26.9%	21.0%	30.2%
宮城	28.0%	33.2%	31.2%	39.0%	31.4%	34.4%	32.6%	23.9%	23.9%	23.3%	19.7%	26.9%	21.0%	30.0%	31.8%	23.9%	23.9%	19.8%	26.9%	21.0%	30.2%
秋田	30.6%	32.8%	31.8%	32.0%	30.2%	27.1%	28.6%	18.3%	23.3%	26.3%	21.3%	27.8%	22.0%	19.6%	27.7%	18.3%	13.4%	22.7%	18.2%	21.4%	18.4%
山形	27.7%	28.2%	26.2%	25.2%	28.2%	23.9%	27.3%	23.9%	30.9%	22.0%	17.3%	22.4%	22.0%	19.4%	32.8%	22.0%	13.4%	22.7%	18.2%	21.4%	18.4%
福島	32.8%	34.2%	31.0%	31.5%	32.7%	30.3%	30.0%	30.0%	20.4%	16.6%	12.3%	15.4%	19.4%	19.1%	36.8%	29.0%	24.1%	25.9%	25.5%	25.5%	28.8%
茨城	36.8%	31.9%	39.7%	31.5%	31.5%	31.3%	26.5%	26.5%	16.9%	17.9%	17.9%	19.0%	18.8%	15.5%	31.3%	24.8%	24.8%	19.0%	17.5%	18.8%	15.5%
栃木	31.3%	28.3%	31.6%	29.6%	26.5%	28.0%	28.0%	30.4%	15.4%	16.6%	14.3%	13.7%	14.2%	16.7%	28.3%	15.4%	19.4%	14.3%	13.7%	14.2%	16.7%
群馬	27.2%	28.7%	28.7%	30.4%	27.7%	25.5%	30.4%	34.8%	38.1%	20.4%	39.3%	21.2%	24.6%	22.2%	34.5%	19.0%	19.0%	14.3%	13.7%	14.2%	16.7%
埼玉	34.5%	35.8%	34.9%	40.7%	32.6%	32.1%	34.8%	29.7%	29.7%	29.7%	20.4%	20.7%	24.6%	22.2%	32.9%	18.2%	18.2%	16.1%	17.4%	15.2%	22.3%
千葉	32.5%	31.9%	32.9%	30.6%	27.9%	27.5%	26.2%	26.2%	29.0%	29.0%	14.8%	16.1%	17.4%	22.3%	28.8%	24.1%	24.1%	21.6%	21.6%	19.0%	18.1%
東京都	26.4%	24.3%	25.5%	24.5%	29.3%	25.3%	23.9%	23.9%	13.9%	18.7%	22.3%	20.3%	24.8%	23.3%	32.0%	39.3%	15.2%	14.4%	14.4%	17.4%	14.1%
神奈川県	32.0%	27.1%	32.5%	34.0%	35.1%	34.0%	24.6%	24.6%	15.2%	15.2%	15.2%	14.4%	17.4%	14.1%	24.8%	20.8%	20.8%	14.4%	14.4%	17.4%	14.1%
新潟	24.8%	21.4%	25.2%	25.4%	24.8%	24.8%	25.8%	25.8%	17.0%	18.6%	17.4%	12.5%	19.5%	14.8%	25.7%	25.0%	17.0%	17.4%	15.6%	22.9%	25.0%
長野	25.7%	27.7%	26.2%	30.2%	26.3%	23.2%	23.2%	28.4%	25.0%	25.0%	17.1%	17.1%	14.8%	19.5%	28.8%	20.4%	18.0%	19.0%	18.9%	22.9%	21.8%
岐阜	28.8%	30.0%	29.7%	27.3%	26.0%	26.0%	28.4%	28.4%	17.7%	17.7%	17.7%	14.9%	15.9%	17.8%	30.9%	17.7%	22.2%	20.3%	17.7%	19.8%	24.4%
静岡県	32.4%	32.1%	30.9%	30.8%	31.6%	30.4%	29.1%	31.5%	16.8%	18.1%	22.2%	20.3%	17.7%	19.8%	28.6%	26.1%	30.9%	21.2%	23.6%	27.8%	31.6%
愛知県	28.6%	28.6%	31.1%	27.9%	29.2%	25.8%	25.8%	29.2%	29.2%	29.2%	1.1%	1.1%	1.1%	25.7%	25.6%	26.0%	21.8%	23.3%	31.2%	25.7%	20.5%
三重	25.6%	26.0%	29.9%	29.2%	28.3%	29.0%	26.0%	26.0%	18.6%	18.6%	18.6%	18.6%	16.5%	25.2%	32.7%	27.5%	18.0%	23.0%	20.1%	22.6%	19.8%
京都府	32.5%	32.7%	30.0%	32.1%	30.6%	28.7%	31.5%	28.7%	28.7%	28.7%	21.1%	21.1%	18.0%	25.2%	31.6%	27.3%	18.0%	23.0%	20.1%	22.6%	19.8%
大阪府	31.6%	27.9%	29.2%	29.1%	27.7%	28.4%	27.9%	27.9%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	19.2%	22.5%	33.0%	16.0%	18.0%	19.4%	19.2%	18.4%	18.4%
兵庫県	34.8%	35.1%	33.0%	34.5%	34.5%	32.2%	33.5%	33.5%	18.2%	18.2%	18.2%	17.8%	17.8%	25.0%	38.1%	34.6%	17.8%	25.0%	15.6%	22.9%	25.0%
奈良	37.3%	32.4%	38.1%	31.4%	31.3%	35.7%	34.6%	34.6%	26.2%	26.2%	17.9%	13.0%	18.9%	22.9%	32.4%	26.4%	18.0%	19.0%	18.9%	22.9%	21.8%
和歌山	26.1%	32.4%	25.7%	31.2%	31.0%	26.4%	25.2%	25.2%	14.8%	14.8%	14.8%	13.6%	16.9%	23.0%	31.2%	17.9%	18.2%	19.0%	18.9%	22.9%	21.8%
鳥取	26.2%	30.1%	33.4%	30.2%	25.0%	29.0%	34.7%	34.7%	20.7%	20.7%	13.6%	14.8%	16.9%	23.0%	26.2%	20.7%	18.2%	15.9%	18.8%	16.9%	23.0%
徳島	30.1%	30.2%	28.1%	30.6%	23.3%	26.3%	26.1%	26.1%	26.1%	26.1%	20.7%	26.7%	17.0%	20.5%	30.7%	26.7%	26.7%	25.0%	30.4%	17.0%	20.5%
岡山	26.1%	31.2%	27.1%	27.2%	24.1%	24.0%	24.0%	24.0%	23.3%	23.3%	24.6%	23.3%	23.2%	27.3%	28.1%	24.6%	22.0%	23.8%	28.4%	23.2%	27.3%
広島	33.0%	28.1%	31.4%	26.3%	29.4%	30.3%	30.4%	30.4%	21.7%	21.7%	22.0%	20.2%	24.0%	21.4%	31.4%	21.7%	20.2%	20.3%	21.9%	24.0%	21.4%
山口	35.1%	36.4%	36.9%	34.6%	33.8%	32.3%	34.5%	34.5%	22.6%	22.6%	16.9%	19.7%	22.8%	21.2%	36.4%	22.6%	16.9%	19.7%	17.0%	22.8%	21.2%
徳島	32.4%	31.9%	38.6%	35.0%	32.7%	30.4%	28.0%	28.0%	13.0%	13.0%	15.9%	19.2%	16.3%	17.6%	31.9%	13.0%	19.2%	17.5%	16.3%	16.5%	17.6%
香川県	33.1%	30.3%	31.9%	29.4%	29.4%	24.4%	30.6%	30.6%	23.5%	23.5%	19.8%	19.8%	17.2%	15.0%	33.1%	30.6%	19.8%	16.7%	17.2%	19.8%	15.0%
愛媛	33.9%	27.2%	35.0%	30.4%	30.4%	30.3%	32.2%	32.2%	16.4%	16.4%	19.8%	22.0%	16.2%	18.9%	33.9%	32.2%	22.0%	16.2%	16.4%	17.7%	18.9%
高知県	22.7%	25.6%	29.9%	26.2%	26.7%	22.3%	28.0%	28.0%	23.2%	23.2%	23.1%	19.3%	25.3%	37.7%	22.7%	23.2%	19.3%	25.3%	21.4%	25.2%	37.7%
福岡	34.8%	35.2%	32.9%	35.4%	34.4%	31.2%	32.8%	32.8%	20.4%	20.4%	24.3%	20.5%	23.9%	20.5%	34.8%	32.9%	20.4%	23.9%	24.1%	20.0%	20.5%
佐賀	31.8%	34.6%	36.7%	35.5%	36.0%	38.9%	39.1%	39.1%	17.7%	17.7%	24.8%	24.8%	22.5%	26.4%	31.8%	25.3%	17.7%	24.8%	22.5%	23.0%	26.4%
長崎	36.4%	37.3%	34.2%	31.8%	32.8%	32.2%	32.9%	32.9%	19.7%	19.7%	17.6%	15.0%	20.0%	18.6%	36.4%	34.2%	19.7%	20.0%	19.0%	15.0%	18.6%
熊本	28.9%	28.3%	30.0%	30.3%	29.9%	31.2%	28.5%	28.5%	21.3%	21.3%	13.3%	13.3%	19.2%	23.7%	28.9%	30.0%	21.3%	13.3%	19.2%	21.3%	23.7%
大分	34.6%	36.3%	38.4%	39.6%	32.2%	30.9%	35.0%	35.0%	19.9%	19.9%	11.1%	11.1%	20.0%	18.3%	34.6%	36.3%	19.9%	11.1%	20.0%	22.3%	18.3%
宮崎	29.0%	31.1%	31.3%	32.6%	33.4%	33.6%	33.2%	33.2%	17.1%	17.1%	11.5%	11.5%	20.0%	22.3%	29.0%	31.1%	17.1%	11.5%	20.0%	22.3%	18.3%
鹿児島	40.6%	39.6%	40.8%	37.9%	40.1%	38.3%	37.2%	37.2%	21.6%	21.6%	15.7%	17.6%	17.7%	15.9%	40.6%	40.8%	21.6%	15.7%	17.6%	17.7%	15.9%
沖縄	32.0%	34.9%	30.1%	29.5%	29.5%	27.3%	28.6%	28.6%	34.2%	34.2%	22.2%	24.4%	22.9%	30.3%	32.0%	34.9%	34.2%	22.2%	24.4%	22.9%	30.3%
全国	31.6%	30.9%	31.2%	31.1%	30.1%	29.2%	29.7%	29.7%	22.3%	22.3%	21.0%	20.6%	20.9%	23.0%	31.6%	30.9%	22.3%	21.0%	20.6%	21.4%	23.0%

資料: 精神・障害保健課調

10 精神障害者保健福祉手帳関係
(1) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(平成20年3月末現在)

	1 級			2 級			3 級			合 計		
	年度末 現在	有効期限 切れ	差引	年度末 現在	有効期限 切れ	差引	年度末 現在	有効期限 切れ	差引	年度末 現在	有効期限 切れ	差引
全 国	107,113	28,156	78,957	332,618	61,694	270,924	118,744	25,897	92,847	558,475	115,747	442,728
北海道	3,216	816	2,400	17,110	1,860	15,250	6,786	662	6,124	27,112	3,338	23,774
青 森	3,142	118	3,024	3,610	204	3,406	745	36	709	7,497	358	7,139
岩 手	2,231	181	2,050	2,714	152	2,562	926	54	872	5,871	387	5,484
宮 城	2,431	194	2,237	4,911	262	4,649	2,095	118	1,977	9,437	574	8,863
秋 田	859	95	764	2,732	222	2,510	804	112	692	4,395	429	3,966
山 形	2,890	954	1,936	1,856	370	1,486	575	143	432	5,321	1,467	3,854
福 島	2,069	817	1,252	5,088	3,134	1,954	1,345	434	911	8,522	4,385	4,137
茨 城	1,437	67	1,370	3,811	159	3,652	2,003	106	1,897	7,251	332	6,919
栃 木	1,064	58	1,006	3,104	136	2,968	1,315	60	1,255	5,483	254	5,229
群 馬	3,982	1,496	2,486	3,110	997	2,113	1,209	483	717	8,292	2,976	5,316
埼 玉	2,208	166	2,042	13,561	841	12,720	5,476	382	5,094	21,245	1,889	19,356
千 葉	4,304	1,169	3,135	11,941	2,241	9,700	3,914	854	3,060	20,159	4,264	15,895
東 京	5,958	3,313	2,645	24,801	11,234	13,567	14,299	5,737	8,562	45,058	20,284	24,774
神奈川	7,184	2,154	5,030	23,454	3,694	19,760	12,861	2,735	10,126	43,499	8,583	34,916
新 潟	1,897	255	1,642	7,563	712	6,851	969	130	839	10,429	1,097	9,332
富 山	612	253	359	2,335	501	1,834	713	185	528	3,660	939	2,721
石 川	630	40	590	2,572	102	2,470	469	38	431	3,671	180	3,491
福 井	229	0	229	1,580	0	1,580	702	0	702	2,511	0	2,511
山 梨	1,301	531	770	3,511	570	2,941	512	154	358	5,324	1,255	4,069
長 野	5,149	964	4,185	5,027	925	4,102	1,100	284	816	11,276	2,173	9,103
岐 阜	2,468	588	1,880	5,627	1,449	4,178	2,083	972	1,111	10,178	3,009	7,169
静 岡	2,465	1,107	1,358	9,136	1,969	7,167	4,142	946	3,196	15,743	4,022	11,721
愛 知	2,767	124	2,643	17,721	596	17,125	7,028	167	6,861	27,516	887	26,629
三 重	746	30	716	4,482	238	4,244	1,349	64	1,285	6,577	332	6,245
滋 賀	524	57	467	3,345	234	3,111	1,550	121	1,429	5,419	412	5,007
京 都	2,018	411	1,607	6,835	953	5,882	4,415	816	3,599	13,268	2,180	11,088
大 阪	11,378	4,129	7,249	31,891	6,872	25,019	9,037	2,066	6,971	52,306	13,067	39,239
兵 庫	3,282	153	3,129	14,219	537	13,682	4,079	160	3,919	21,580	850	20,730
奈 良	977	169	808	2,906	141	2,765	653	54	599	4,536	364	4,172
和歌山	1,130	25	1,105	2,236	93	2,143	822	55	767	4,188	-173	4,015
鳥 取	746	123	623	2,692	345	2,347	295	45	250	3,733	513	3,220
島 根	1,357	602	755	2,218	454	1,764	835	211	624	4,410	1,267	3,143
岡 山	1,095	43	1,052	3,999	199	3,800	471	23	448	5,565	265	5,300
広 島	3,449	1,111	2,338	15,621	3,864	11,757	3,491	1,599	1,892	22,561	6,574	15,987
山 口	3,303	595	2,708	3,741	686	3,055	1,107	231	876	8,151	1,512	6,639
徳 島	1,323	371	952	1,648	279	1,369	456	130	326	3,427	780	2,647
香 川	755	354	401	2,459	616	1,843	776	297	479	3,990	1,267	2,723
愛 媛	943	375	568	4,378	1,013	3,365	1,018	453	565	6,339	1,841	4,498
高 知	284	18	266	1,812	107	1,705	445	27	418	2,541	152	2,389
福 岡	3,202	1,549	1,653	16,607	5,167	11,440	7,014	2,436	4,578	26,823	9,152	17,671
佐 賀	666	353	313	2,706	790	1,916	615	136	479	3,987	1,279	2,708
長 崎	1,433	508	925	4,888	808	4,080	1,404	260	1,144	7,725	1,576	6,149
熊 本	3,828	311	3,517	6,012	696	5,316	456	44	412	10,236	1,051	9,245
大 分	642	250	392	3,725	846	2,879	1,017	237	780	5,384	1,333	4,051
宮 崎	463	182	281	3,150	865	2,285	1,393	475	918	5,006	1,522	3,484
鹿 児 島	514	276	238	6,614	1,968	4,646	2,192	746	1,446	9,320	2,990	6,330
沖 縄	2,542	701	1,841	7,559	1,593	5,966	1,792	419	1,373	11,893	2,713	9,180
指定都市(再掲)												
札幌市	856	53	803	7,224	270	6,954	3,927	174	3,753	12,007	497	11,510
仙台市	1,256	31	1,225	2,690	60	2,630	1,070	26	1,044	5,016	117	4,899
さいたま市	415	80	335	2,530	312	2,218	996	168	828	3,941	560	3,381
千葉市	785	172	613	1,698	311	1,387	433	92	341	2,916	575	2,341
横浜市	3,192	1,159	2,033	10,527	1,885	8,642	6,359	1,311	5,048	20,078	4,355	15,723
川崎市	677	117	560	2,893	318	2,575	1,426	139	1,287	4,996	574	4,422
新潟市	649	34	615	2,209	134	2,075	214	19	195	3,072	187	2,885
静岡市	337	68	269	1,722	239	1,483	763	94	669	2,822	401	2,421
浜松市	472	40	432	1,957	49	1,908	789	30	759	3,218	119	3,099
名古屋	1,192	48	1,144	6,333	242	6,091	2,636	134	2,502	10,161	424	9,737
京都市	1,465	349	1,116	5,033	784	4,249	3,180	718	2,462	9,678	1,851	7,827
大阪市	2,134	48	2,086	8,606	152	8,454	3,029	70	2,959	13,769	270	13,499
堺市	900	72	828	2,885	104	2,781	794	44	750	4,579	220	4,359
神戸市	632	21	611	5,530	119	5,411	1,709	42	1,667	7,871	182	7,689
広島市	1,644	327	1,317	6,261	1,228	5,033	619	107	512	8,524	1,662	6,862
北九州市	935	690	245	4,581	2,487	2,094	2,379	1,421	958	7,895	4,598	3,297
福岡市	475	17	458	3,610	42	3,568	1,735	146	1,589	5,820	205	5,615

出典：衛生行政報告例

(2)地方公共団体における精神障害者保健福祉手帳に基づく主なサービス一覧

平成20年12月末現在

都道府県名 指定都市名	主 な サ ー ビ ス の 内 容
北海道	公共施設利用料の減免、医療費助成制度(1級)
青森県	県有施設等の利用料の免除・減免、県バス協会加盟民間バスの県内路線バス運賃割引、県内民間鉄道(JR除く)4社の鉄道運賃割引制度、1級所持者の医療費助成
岩手県	公共施設等の利用料の減免
宮城県	公共施設等の利用料の割引、県営住宅の一般向住宅の入居申込者に対する抽選での優遇、若しくは特別割当住宅への申込
秋田県	公共施設等の利用料の無料・割引、県内民営バス4社運賃割引
山形県	医療費助成(1級)、県営住宅優先抽選、公共施設利用料の減免、県内民営バス2社運賃割引
福島県	県立施設の利用料減免、医療費助成制度(1級、2・3級かつ身体障害者手帳又は療育手帳所持)、県内民営バス5社・会津鉄道の運賃割引
茨城県	県立施設等の入館料等の減免、県内民営バス2社運賃割引、県営住宅の優先入居(1、2級)
栃木県	各種公共施設等の利用料金の割引
群馬県	公共施設の利用料の減免、私営鉄道(上毛電鉄、上信電鉄、わたらせ渓谷鉄道)の運賃割引、一部私営バスの運賃割引
埼玉県	公営住宅優先入居、公共施設使用料等の減免
千葉県	公共施設等の入園料等の減免、県営住宅の入居申込者に対する抽選での優遇(1、2級)、県営水道料金の一部免除(1級)
東京都	都営住宅の優先入居・特別減額、都立施設使用料無料、都営交通乗車証の発行、都内路線バス運賃割引、都立公園内駐車場の無料利用
神奈川県	県営住宅優先入居・家賃減免、タクシー運賃割引、公共施設利用料金免除、県営水道料金の減免
新潟県	県立8施設の利用料の免除
富山県	県立施設等の個人利用料金の減免(専用利用を除く)、私営鉄道(JR除く)、私営バスの運賃割引、県営住宅優先入居
石川県	公共施設利用料の免除・割引
福井県	県立施設等の入場料の免除・減免、医療費助成制度(1級、2級)
山梨県	県有施設の無料・割引、医療費助成制度(1、2級)、公営住宅の優先入居
長野県	県立施設の利用料等の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居(単身も可)、医療費助成制度(1級)、バス運賃割引
岐阜県	県有施設の利用料の減免、免除、医療費助成制度(1、2級)、県営住宅の優先入居(1、2級)、県バス協会加盟バスの運賃割引
静岡県	県立施設等の利用料の減免、県営住宅の入居条件の優遇、県バス協会加盟バス運賃割引、一部県内鉄道運賃割引、タクシー券交付
愛知県	公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減、医療費助成制度(1、2級)
三重県	県立施設等の利用料免除・減額、県営住宅の優先選考(1、2級)、バス・タクシー運賃割引、医療費助成制度(1級)
滋賀県	自立支援医療(精神通院)自己負担分の助成(精神手帳1・2級)、公共施設の利用料減免、県営住宅入居抽選優先倍率適用
京都府	公共施設の利用料減免、府営住宅の優先入居
大阪府	公共施設の利用料減免、府営住宅の福祉世帯向け応募、一部府内バス・タクシー料金の減免
兵庫県	県立施設等の利用料の減免、県営住宅の優先入居(1、2級)
奈良県	県立施設等の利用料の免除、民営バス運賃割引(バス会社独自サービス)
和歌山県	県有施設入場料・使用料の無料・減免、県営住居・入居所得基準の優遇
鳥取県	県立施設等の利用料の減免、県内路線バスの運賃割引、医療費助成制度(1級)、県営住居入居優遇制度
島根県	県立施設等の利用料の免除・減免、県営住居入居優遇制度
岡山県	県立施設等の利用料の減免、県営住宅入居優先制度、路線バス運賃の減免、JR以外の一部私鉄(路面電車含む)の運賃の減免

都道府県名 指定都市名	主なサービスの内容
広島県	路線バス、鉄道(JR除く)の運賃割引、県立施設等利用料の減免、県営住宅入居当選率の優遇(1、2級)
山口県	公共施設利用料の減免、県内有料道路通行料金助成、県内バス運賃割引、医療費助成(1級)、県営住宅入居抽選における優遇
徳島県	路線バス運賃の減免、公共施設の利用料減免、県営住宅優先入居
香川県	県立施設入園料等の免除・減免
愛媛県	県公共施設利用料の減免、県営住宅への優先入居
高知県	県立施設利用料の免除・減免、県営住宅の優先入居、土佐くろしお鉄道運賃割引、一部タクシー運賃10%割引
福岡県	県立施設等の利用料の減免、県営住宅の優先入居、県内第三セクター2社の運賃割引制度、医療費助成制度(1級)
佐賀県	公共施設等の利用料割引、県内4社県外1社の県内路線バス運賃割引、県営住宅入居当選率の優遇、タクシー(一部を除く)10%割引
長崎県	公共施設の利用料減免、県内バス運賃割引、県内路面電車運賃割引、タクシー(一部を除く)10%割引、九州商船(一部航路)運賃割引
熊本県	医療費助成(1級)、県立施設使用料等の免除、一部市内在住者のバス・市電運賃の割引、県営住宅入居時抽選の倍率優遇
大分県	公共施設の一部利用料減免、医療費助成(1級)
宮崎県	公営住宅の優先入居、県立施設の利用料減免
鹿児島県	県立施設等の使用料等減免・免除、県営住宅入居優先制度(1階)、肥薩おれんじ鉄道利用割引(1級)、コミュニティバス等の割引、タクシー(一部を除く)10%割引
沖縄県	公共施設等の利用料の免除・割引、モノレール、路線バスの運賃割引
札幌市	公共施設の使用料等の減免、交通費助成(タクシー利用券、バス・地下鉄乗車券、自家用車燃料券の3つから選択)、医療費助成(1級)
仙台市	交通費助成(タクシー利用券、バス・地下鉄乗車証、自家用車燃料費助成券の3つから選択交付)、市営駐車場料金一部割引、市営住宅入居申込時の優遇措置、公共施設の使用料等の免除
さいたま市	公共施設の使用料減免、市営住宅の抽選における優遇措置、手帳申請時の診断書料助成
千葉市	通所交通費助成、福祉タクシー利用券(1級)、自動車燃料費助成(1級)、市営住宅入居の優遇措置(1、2級)、公共施設の利用料免除
横浜市	水道料金等の減免、バス・地下鉄等特別乗車券(無料バス)の交付、住み替え家賃助成、民間住宅あんしん入居(保証人がいない方に対する民間住宅への入居支援)、市営住宅入居優遇
川崎市	市営住宅入居優遇制度、市内運行バス特別乗車証等の交付、公営施設等の入場料割引、タクシー10%割引
新潟市	市立施設の利用料・入場料の減免、市営住宅の入居抽選の優遇(1、2級)、精神科入院医療費の助成(1、2級、所得制限あり)
静岡市	市内バス・電車の利用助成、市立施設のうち減免規定のある施設で入場料等を減免
浜松市	交通費助成(バス・電車券、タクシー券、ガソリン券等から選択交付)、市立施設のうち減免規定のある施設で入場料等を減免
名古屋市	福祉特別乗車券の交付(市バス、地下鉄)、市営住宅の入居、市営施設等利用料の免除・割引、資源やごみの排出支援、障害者医療費助成(1、2級、所得制限)
京都市	公共施設の利用料減免、福祉乗車証(市バス、市営地下鉄、一部民営バス)、市営住宅の優先選考(1、2級)、自立支援医療負担額の軽減
大阪市	市営交通運賃の免除・割引、上下水道料金の減免(1級)、市内文化施設への入場優待
堺市	市立施設等の利用料の減免、手帳申請時の診断書料助成(市民税非課税世帯の方)
神戸市	福祉乗車証(市内公共交通機関)、公共施設入館料の減免、障害者用駐車券(1級)、市立駐輪場の割引、障害者特別給付金(1、2級、制度的無年金者、所得制限あり)、重度障害者医療費助成(1級、所得制限あり)
広島市	バス・市内電車の運賃の割引、公共交通機関利用助成(所得制限)、福祉タクシー利用助成(1級、所得制限)、上下水道料金の減免(1、2級)、公共施設利用料の減免、大型ごみ排出支援(単身者)、自動車運転免許取得助成、市営駐車場等駐車料金の減免(1級)、市営駐輪場の駐輪料金の減免、映画鑑賞料の減免
北九州市	公営住宅専用募集枠、市営バス福祉優待乗車証、市営渡船運賃割引、公共施設利用料減免、障害者あんしん法律相談、自動車運転免許取得助成、タクシー利用券(1級)、モノレール乗車券割引
福岡市	市営住宅の優遇措置及び家賃の減免、市立施設等の利用料の減免、市営地下鉄運賃の助成

1 1 精神保健福祉全国大会の開催実績及び今後の予定

第1回 (昭和28年)	東京都	第30回 (昭和57年)	北海道
第2回 (昭和29年)	〃	第31回 (昭和58年)	静岡県
第3回 (昭和30年)	〃	第32回 (昭和59年)	新潟県
第4回 (昭和31年)	〃	第33回 (昭和60年)	広島県
第5回 (昭和32年)	〃	第34回 (昭和61年)	青森県
第6回 (昭和33年)	〃	第35回 (昭和62年)	京都府
第7回 (昭和34年)	〃	第36回 (昭和63年)	茨城県
第8回 (昭和35年)	〃	第37回 (平成元年)	宮崎県
第9回 (昭和36年)	大阪府	第38回 (平成2年)	北海道
第10回 (昭和37年)	神奈川県	第39回 (平成3年)	高知県
第11回 (昭和38年)	福岡県	第40回 (平成4年)	神奈川県
第12回 (昭和39年)	宮城県	第41回 (平成5年)	大阪府
第13回 (昭和40年)	愛知県	第42回 (平成6年)	岡山県
第14回 (昭和41年)	北海道	第43回 (平成7年)	岩手県
第15回 (昭和42年)	東京都	第44回 (平成8年)	岐阜県
第16回 (昭和43年)	兵庫県	第45回 (平成9年)	佐賀県
第17回 (昭和44年)	広島県	第46回 (平成10年)	新潟県
第18回 (昭和45年)	新潟県	第47回 (平成11年)	三重県
第19回 (昭和46年)	愛媛県	第48回 (平成12年)	鹿児島県
第20回 (昭和47年)	熊本県	第49回 (平成13年)	長野県
第21回 (昭和48年)	石川県	第50回 (平成14年)	東京都
第22回 (昭和49年)	東京都	第51回 (平成15年)	兵庫県
第23回 (昭和50年)	福島県	第52回 (平成16年)	長崎県
第24回 (昭和51年)	北海道	第53回 (平成17年)	岩手県
第25回 (昭和52年)	島根県	第54回 (平成18年)	千葉県
第26回 (昭和53年)	香川県	第55回 (平成19年)	富山県
第27回 (昭和54年)	大阪府	第56回 (平成20年)	和歌山県
第28回 (昭和55年)	神奈川県	第57回 (平成21年)	秋田県
第29回 (昭和56年)	福岡県	第58回 (平成22年)	沖縄県

12 障害程度区分認定状況調査における障害程度区分の分布状況(全国データ)

全国の平成19年10月から平成20年9月までの1年間の障害程度区分判定結果として市町村から報告いただいた、約10.6万件について、データをとりました。

全体	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	二次判定上位区分変更率
非該当	0.2%	7.8%	21.4%	24.2%	18.0%	13.7%	41.5%
該当	0.2%	7.8%	21.4%	24.2%	13.7%	14.7%	

身体	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	二次判定上位区分変更率
非該当	0.2%	6.4%	18.5%	20.5%	14.8%	15.1%	22.6%
該当	0.2%	6.4%	18.5%	14.8%	15.1%	24.5%	

知的	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	二次判定上位区分変更率
非該当	0.1%	5.2%	15.3%	23.1%	23.0%	17.6%	50.0%
該当	0.1%	5.2%	15.3%	23.0%	17.6%	15.7%	

精神	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	二次判定上位区分変更率
非該当	0.4%	14.7%	37.7%	32.0%	10.8%	3.0%	55.1%
該当	0.4%	14.7%	37.7%	10.8%	3.0%	1.4%	

(参考)

平成19年度障害程度区分認定状況調査(平成18年10月～平成19年9月)

全体	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	二次判定上位区分変更率
非該当	0.3%	8.3%	22.5%	25.0%	17.4%	12.3%	41.4%
該当	0.3%	8.3%	22.5%	17.4%	12.3%	14.0%	

平成18年度障害程度区分認定状況調査(平成18年4月～9月)

全体	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	二次判定上位区分変更率
非該当	0.3%	10.5%	23.0%	23.9%	15.5%	10.6%	35.1%
該当	0.3%	10.5%	23.0%	15.5%	10.6%	16.1%	

(参考資料)

※ 重複障害の場合、各障害に計上されているため、3障害を足した数と全体の数は一致しない。

■全体

2次判定	非該当		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
1次判定	非該当	該当							
非該当	185	577	98	14	5	1	2	882	
区分1	30	7,588	5,525	1,258	143	15	0	14,559	
区分2	8	101	17,065	12,396	2,401	142	8	32,121	
区分3	1	2	58	12,085	10,163	2,104	129	24,542	
区分4	2	0	1	29	6,403	5,165	691	12,291	
区分5	0	0	0	2	52	7,048	3,395	10,497	
区分6	0	0	0	0	5	139	11,448	11,592	
	226	8,268	22,747	25,784	19,172	14,614	15,673	106,484	
	0.2%	7.8%	21.4%	24.2%	18.0%	13.7%	14.7%	100.0%	上位区分変更率 41.5%

■身体

2次判定	非該当		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
1次判定	非該当	該当							
非該当	86	224	15	0	1	0	2	328	
区分1	9	2,423	881	110	13	0	0	3,436	
区分2	5	41	6,864	2,461	303	12	0	9,686	
区分3	1	1	39	6,059	2,359	249	9	8,717	
区分4	1	0	1	22	3,553	1,391	74	5,042	
区分5	0	0	0	2	32	4,653	1,426	6,113	
区分6	0	0	0	0	2	80	8,833	8,915	
	102	2,689	7,800	8,654	6,263	6,385	10,344	42,237	
	0.2%	6.4%	18.5%	20.5%	14.8%	15.1%	24.5%	100.0%	上位区分変更率 22.6%

知的

1次判定	2次判定							
	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
非該当	36	101	16	3	1	1	0	158
区分1	8	2,800	1,884	439	34	4	0	5,169
区分2	0	32	6,774	6,528	1,460	79	6	14,879
区分3	0	1	15	6,142	8,093	1,889	119	16,259
区分4	0	0	0	7	3,403	4,338	665	8,413
区分5	0	0	0	0	28	3,593	2,700	6,321
区分6	0	0	0	0	4	84	5,399	5,487
	44	2,934	8,689	13,119	13,023	9,988	8,889	56,686
	0.1%	5.2%	15.3%	23.1%	23.0%	17.6%	15.7%	100.0%

上位区分変更率 50.0%

精神

1次判定	2次判定							
	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
非該当	70	271	69	11	3	0	0	424
区分1	15	2,719	3,106	795	111	11	0	6,757
区分2	3	32	4,600	4,593	880	65	2	10,175
区分3	0	0	6	1,188	1,002	175	10	2,381
区分4	1	0	0	0	230	184	10	425
区分5	0	0	0	0	2	182	60	244
区分6	0	0	0	0	0	6	203	209
	89	3,022	7,781	6,587	2,228	623	285	20,615
	0.4%	14.7%	37.7%	32.0%	10.8%	3.0%	1.4%	100.0%

上位区分変更率 55.1%

二次判定上位区分変更率(全体)―都道府県別

